

習志野市教育委員会第3回定例会

日時:令和6年3月27日(水)13時30分

場所:市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 鷺沼特定土地区画整理事業に係る事業計画の確定に伴う小学校用地の配置について	(教育総務課) 1
(2) 令和6年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について	(学校教育課) 2
(3) 令和5年度新体カテストの結果について	(指導課) 3
(4) コミュニティスクールの実施状況について	(指導課・社会教育課) 4
※(5) いじめ重大事態の調査結果に関する報告について	(指導課) 12
※(6) 臨時代理の報告について (習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について)	(教育総務課) 9
※(7) 臨時代理の報告について (習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動並びに県費負担教職員の懲戒に係る内申について)	(学校教育課) 13
※(8) 臨時代理の報告について (習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)	(学校教育課) 10
3 議決事項	
議案第8号 習志野市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について	(教育総務課) 5
議案第9号 習志野市第2次学校施設再生計画の令和5年度見直しについて	(教育総務課・学校教育課) 6
議案第10号 習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について	(学校教育課) 7
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和6年4月24日(水)午後1時30分	8
5 その他	

※は非公開の見込み

令和6年習志野市教育委員会第3回定例会 議題概要

【報告事項(5)ないし(8)については非公開の見込み】

報告事項(1)

鷺沼特定土地区画整理事業に係る事業計画の確定に伴う小学校用地の配置について

・鷺沼特定土地区画整理事業に係る事業計画の確定に伴う小学校用地の配置について、報告するものです。

報告事項(2)

令和6年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について

・令和6年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について、報告するものです。

報告事項(3)

令和5年度新体力テストの結果について

・令和5年度新体力テストの結果について、報告するものです。

報告事項(4)

コミュニティスクールの実施状況について

・コミュニティスクールの実施状況について、報告するものです。

報告事項(5)【非公開予定】

いじめ重大事態の調査結果に関する報告について

・いじめ重大事態の調査結果について、報告するものです。

報告事項(6)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について)

・習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の令和6年3月31日付け及び令和6年4月1日付けの任免について臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(7)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動並びに県費負担教職員の懲戒に係る内申について)

・習志野市立小学校、中学校の教職員に係る内申について臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(8)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)

・習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事(幼稚園に係る者)の令和6年4月1日付けの任免について臨時代理したので、報告するものです。

議案第8号

習志野市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について

・習志野市立向山こども園の設置及び習志野市立向山幼稚園の廃止に伴い、改正するものです。

議案第9号

習志野市第2次学校施設再生計画の令和5年度見直しについて

・令和2年度から令和7年度までを計画期間とする習志野市第2次学校施設再生計画について見直しを行い、改訂するものです。

議案第10号

習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

・習志野市立幼稚園管理規則の様式の見直しに伴い、一部を改正するものです。

令和6年3月27日(水)
習志野市教育委員会第3回定例会 追加議題

日 程

審議順

(予定)

1 報告事項

- ※(9) 臨時代理の報告について
(習志野市立習志野高等学校の校長の任免について)

(学校教育課) 11

※は非公開の見込み

令和6年習志野市教育委員会第3回定例会 追加議題概要

【報告事項(9)については非公開の見込み】

報告事項(9)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市立習志野高等学校の校長の任免について)

・習志野市立習志野高等学校の校長の令和6年3月31日付け及び令和6年4月1日付けの任免について臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(1)

鷺沼特定土地区画整理事業に係る事業計画の確定に伴う小学校用地の配置
について

鷺沼特定土地区画整理事業に係る事業計画の確定に伴う小学校用地の配置につ
いて、別紙のとおり報告する。

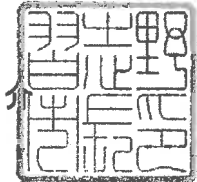
令和6年3月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

区 整 第 5 3 号
令和6年2月13日

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆 様

習志野市長 宮 本 泰



鷺沼特定土地区画整理事業に係る組合設立及び事業計画等について(報告)

鷺沼特定土地区画整理事業については、令和5年9月20日に千葉県より組合設立認可がなされ、令和5年9月29日付け千葉県告示第377号にて公告されたことから、本事業の事業計画が確定いたしました。

この事業計画では区域の西側に約2haの小学校用地が配置されるとともに、この用地については保留地として、本市が取得する資金計画とされております。

つきましては、今後、小学校用地の確保に向けた協議を進めるにあたり、組合設立認可及び事業計画等について、下記の書類を添えてご報告いたします。

記

1. 組合設立認可(写し)
2. 千葉県報(組合設立認可告示)
3. 事業計画書

以上

【担当】

都市環境部都市再生整備室
区画整理課 齋藤、上原
内線282

習志野都市計画事業
鷺沼特定土地区画整理事業

事業計画書

令和5年9月

習志野市鷺沼土地区画整理組合

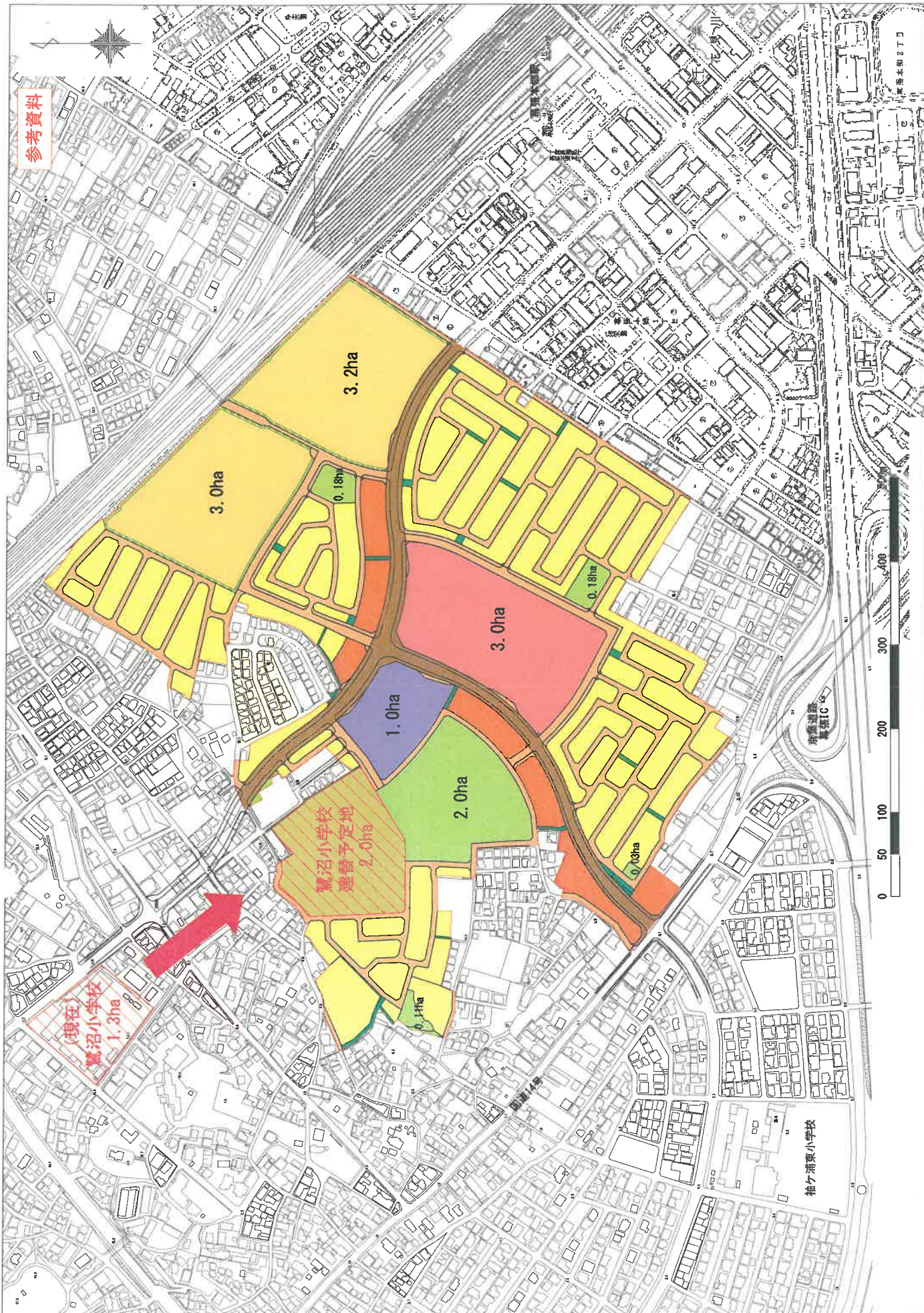
一部抜粋

機関との協議のもと地区全域において電線類の地中化を図る。

(二) 公益的施設の配置

地区外西側に立地する鷺沼小学校の移転先として、約 2.0ha を確保する。

また、ガス整圧器室用地を地区中央部に確保する。



報告事項(2)

令和6年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について

令和6年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和6年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について (R6.3.4 現在)

1 一般入学者選抜

志願確定倍率 (2月16日)

	定員 (人)	志願者			合格者			確定倍率 (倍)
		合計 (人)	市内生 (内数:人)	市内生割合 (%)	合計 (人)	市内生 (内数:人)	市内生割合 (%)	
普通科	240	293	65	22.2	240	57	23.8	1.22
商業科	80	121	10	8.3	80	6	7.5	1.51

※千葉県における公立全日制課程の志願確定倍率: 1.12倍 (令和5年度選抜: 1.12倍)

※志願取消: 普通科1名 (受検者292名)

2 志願確定倍率推移 (平成31年度~令和6年度) (単位: 倍)

	前期		後期	
	普通科	商業科	普通科	商業科
平成31年度	1.83	1.77	1.21	1.63
令和2年度	1.70	1.77	1.14	2.00
令和3年度	1.11	1.33		
令和4年度	1.27	1.38		
令和5年度	1.10	1.25		
令和6年度	1.22	1.51		

令和3年度入試より、「一般入学者選抜」は、1回の実施となっている。

3 市内生の状況 (平成31年度~令和6年度) (単位: 人)

	普通科			商業科		
	受検者数	合格者数	市内生割合 (%)	受検者数	合格者数	市内生割合 (%)
平成31年度	81	60	25.0	4	4	5.0
令和2年度	74	62	25.8	14	8	10.0
令和3年度	59	57	23.8	6	5	6.3
令和4年度	64	53	22.1	11	9	11.3
令和5年度	63	57	23.8	9	7	8.8
令和6年度	65	57	23.8	10	6	7.5

%は小数第2位を四捨五入

報告事項(3)

令和5年度新体カテストの結果について

令和5年度新体カテストの結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月27日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

新体力テストの結果について

1 千葉県運動能力証交付者数の推移

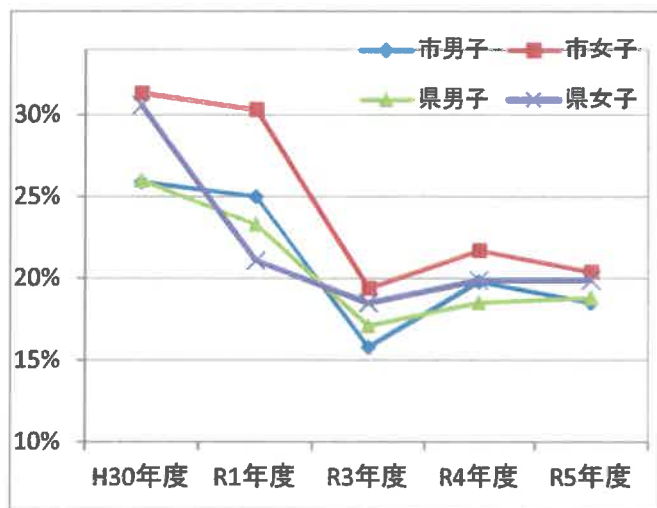
【表1 過去5年間の運動能力証交付者数の推移（括弧内は交付率）と令和5年度県の交付効率】

区分	H30年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	【県R5】
小学校男子	386 (25.9%)	378 (25.0%)	238 (15.8%)	305 (19.8%)	299 (18.5%)	18.8%
小学校女子	467 (31.3%)	438 (30.3%)	288 (19.4%)	322 (21.7%)	299 (20.4%)	19.9%
中学校男子	383 (18.8%)	273 (14.4%)	240 (11.7%)	315 (14.8%)	338 (16.2%)	11.6%
中学校女子	947 (47.7%)	802 (42.2%)	703 (34.9%)	683 (34.4%)	689 (34.8%)	25.6%

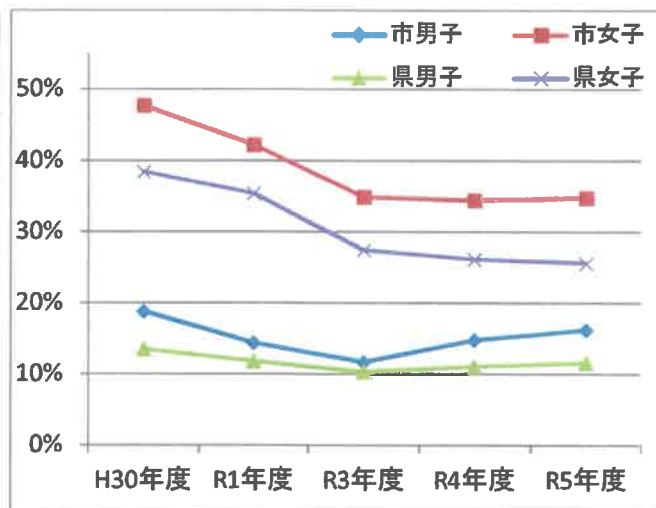
※「運動能力証」は、新体力テスト「A判定」の児童生徒に県が交付（対象は小学校5年生・6年生と中学生）

※令和2年度は体力テスト中止

【グラフ1 小学校運動能力証交付率の推移】



【グラフ2 中学校運動能力証交付率の推移】



- 運動能力証の交付を受けた小学校5・6年の男女、中学校の男女において、小学校女子、中学校男女で県の値を上回っている。小学校5・6年の女子は0.5ポイント、中学校の男子は4.6ポイント、中学校女子は9.2ポイント上回り、小学校男子では、0.3ポイント下回る結果となった。
- 昨年度と比較し、小学校において交付率は低下したものの、中学校では、男女共に向上した。中学校男子においては、令和元年度（新型コロナウイルス感染症拡大前）の交付率を上回り、上昇傾向にある。

【考察】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で生活様式が大きく変化し、活動の制限やスクリーンタイムの増加などにより、著しく体力が低下していたが、感染症が5類に変更されたことから、運動の機会の増加や内容にも変化が見られた。しかしながら、コロナ禍以前の数値に戻すには、数年かかることが予想されることから、継続的かつ効果的な運動機会や時間を意図的に作り、児童生徒に達成感や成就感を味わわせ、「運動が楽しい」と感じられる取組をとおして運動を習慣化させることが必要になる。中学校では、体育の授業だけでなく、部活動を継続して取組んできたことが、体力の向上につながったと考えられる。
- 新体力テストの結果と運動習慣等についてのアンケートの結果を分析し、教職員が共通理解を図り、学校生活の中に、意図的に運動する機会を設けるとともに、児童生徒自身が目標値を明確にできるように評価の基準を示し、意欲の向上を図るとともに、運動そのものの質的な向上も図っていくことが必要である。

令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

1 調査の概要

(1) 調査の対象学年及び内容

国公立の小学校5年生及び中学校2年生を対象とした悉皆調査

(小学生：約99万人、中学生：約92万人)

①実技調査(8項目) ※小学校は20mシャトルラン、中学校は持久走と20mシャトルランから選択

テスト種目	単位	体力評価	方法	
① 握力	kg	筋力	左右握力の平均値	
② 上体起こし	回	筋力・筋持久力	30秒間に上体を起こした回数	
③ 長座体前屈	cm	柔軟性	長座位で前屈したときの両手の前方への移動距離	
④ 反復横とび	点	敏捷性	20秒間に両脚で左右側方に反復跳躍した回数	
⑤	持久走	秒	全身持久力	男子1500m/女子1000m
	20mシャトルラン	回	全身持久力	20m走行の折り返し回数
⑥ 50m走	秒	スピード	50mの疾走時間	
⑦ 立ち幅とび	cm	瞬発力	両脚で前方へ跳躍した直線距離	
⑧	ソフトボール投げ	m	巧緻性	ソフトボールを遠投した距離(小学校)
	ハンドボール投げ		・瞬発力	ハンドボール2号を遠投した距離(中学校)
体力合計点	点	8種目のテスト成績を1点から10点に得点化して総和した合計点数		
総合評価	5段階	テスト合計得点の良い方からABCDEの5段階で評価した体力の総合評価		

評価基準表

	A	B	C	D	E
小学校5年生	65点以上	58~64点	50~57点	42~49点	41点以下
中学校2年生	57点以上	47~56点	37~46点	27~36点	26点以下

※各実技テストの結果を10点満点で換算し、合計80点満点で上記基準表に基づき、A~Eの評価を判定

②質問紙調査 1週間の総運動時間、体格、生活習慣、運動やスポーツに対する意識等

(2) 調査の実施時期

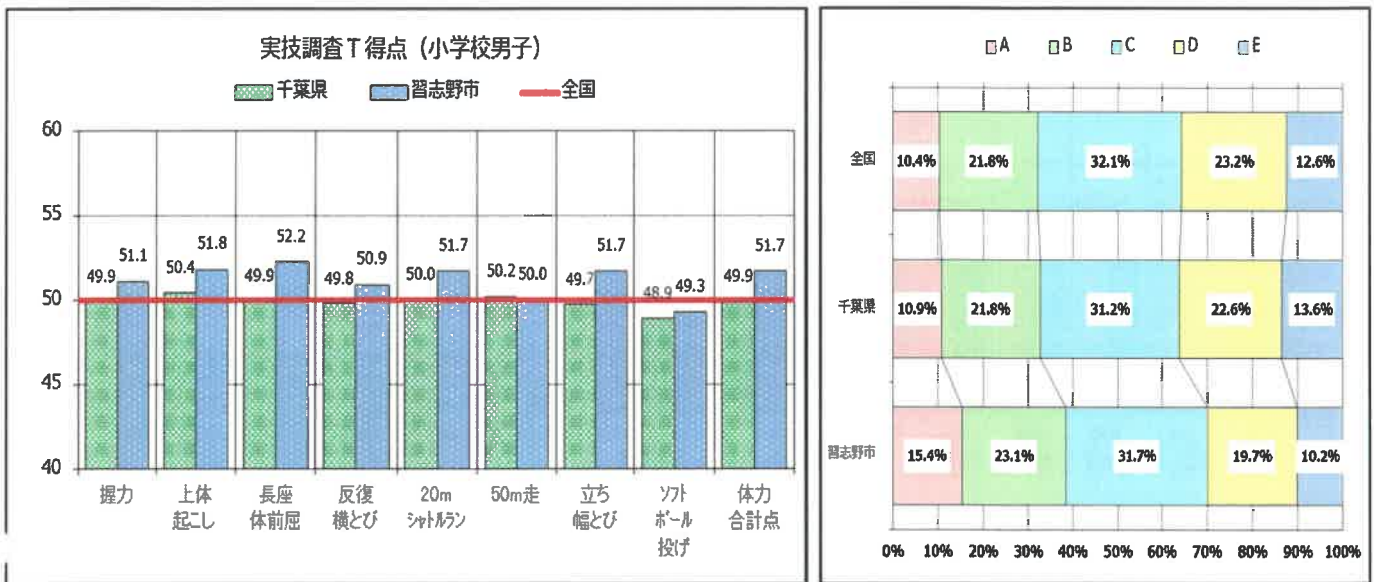
令和5年4月~7月の間に各学校において実施

(3) 調査学校数および児童生徒数(公立学校)

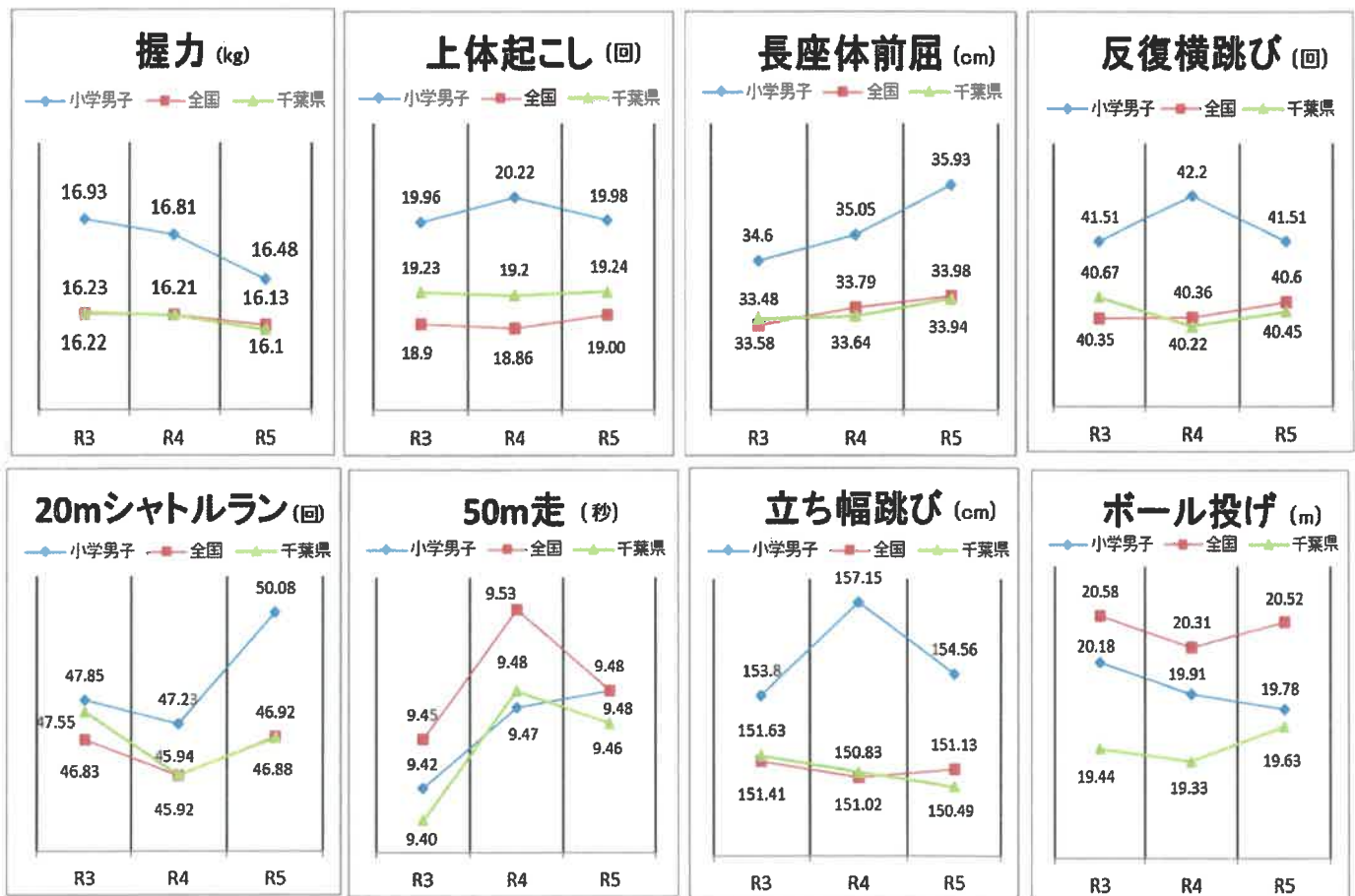
	参加小学校数	児童数	参加中学校数	生徒数
全国	18,693	977,758	9,427	867,847
千葉県	629	48,098	291	41,691
習志野市	16	1,504 (1,458)	7	1,395 (1,251)

2 実技調査8種目の結果

(1) 小学校5年男子 全国・県平均との比較

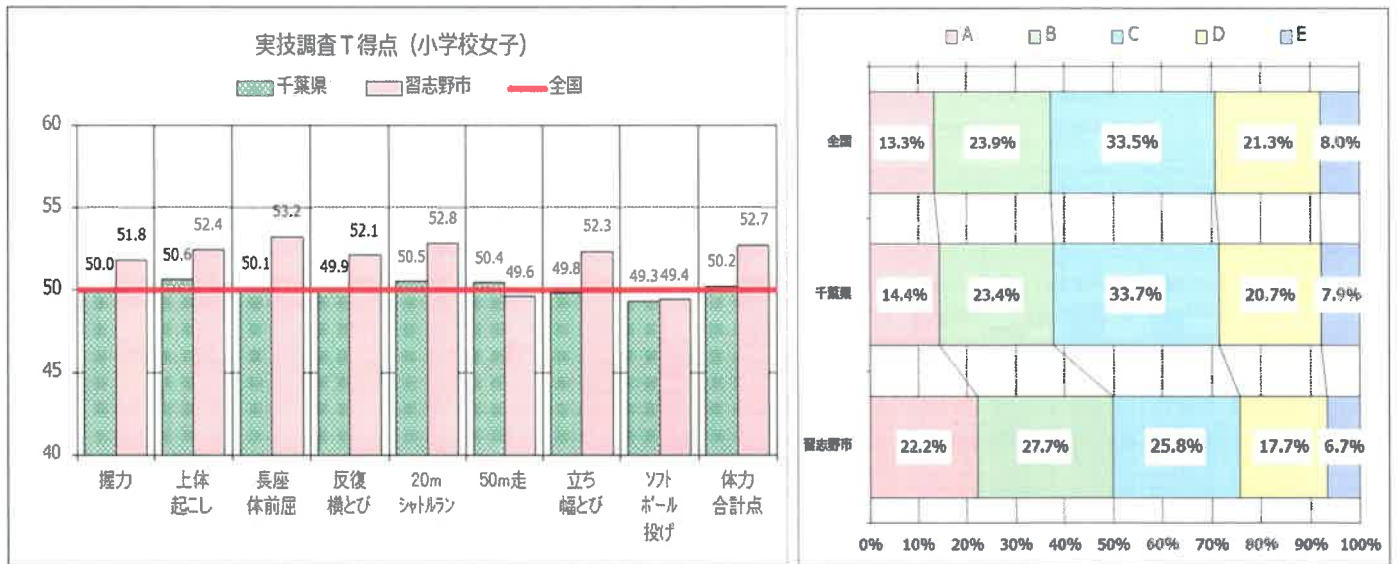


<各種目の本市の平均値と全国・県との比較および3年間の経年変化グラフ>

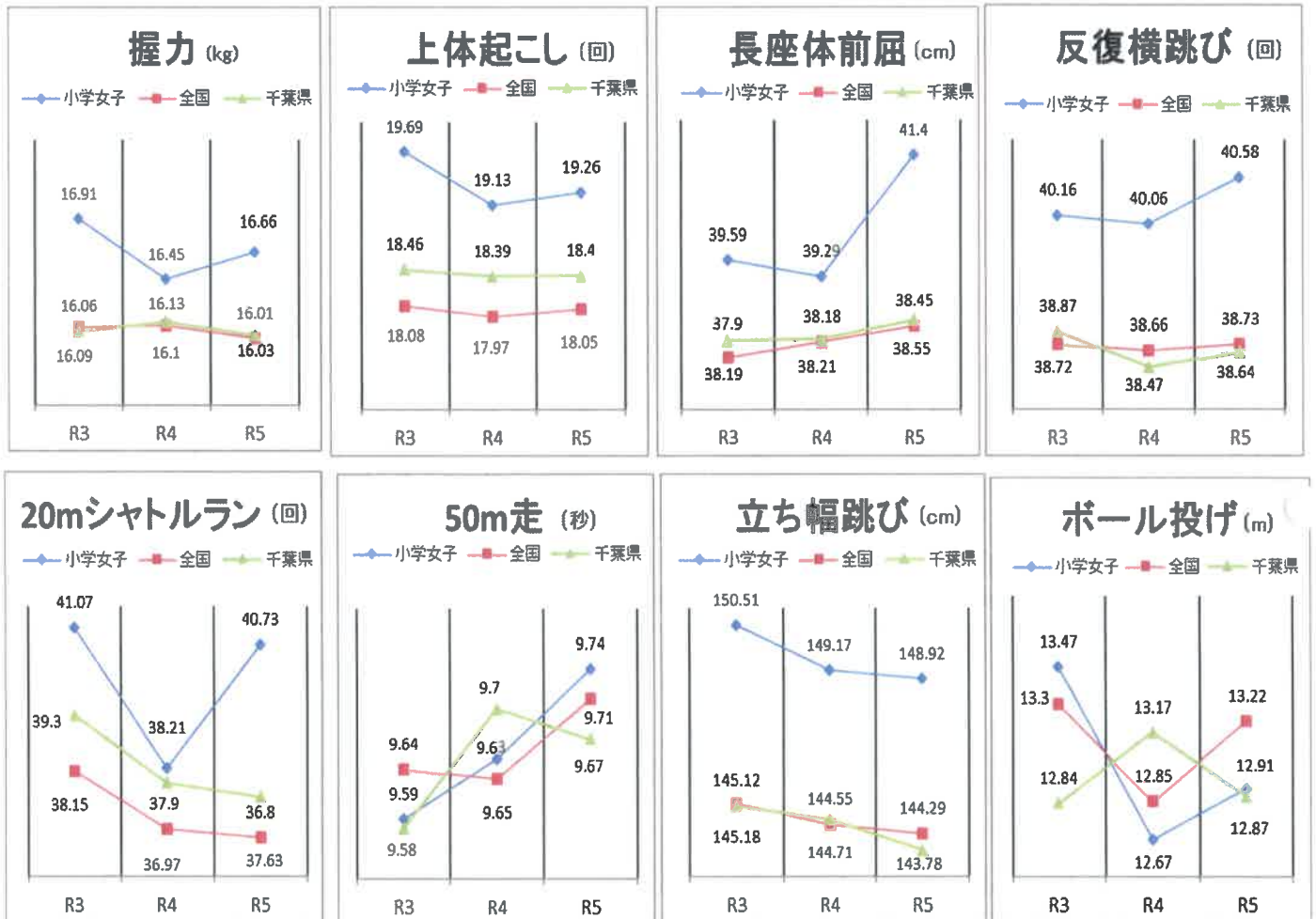


- ・全国平均・県平均との比較では、ソフトボール投げで両方を下回り、50m走で県平均を下回った。
- ・経年変化では、握力、50m走、ソフトボール投げにおいて連続で低下している。

(2) 小学校5年女子 全国・県平均との比較

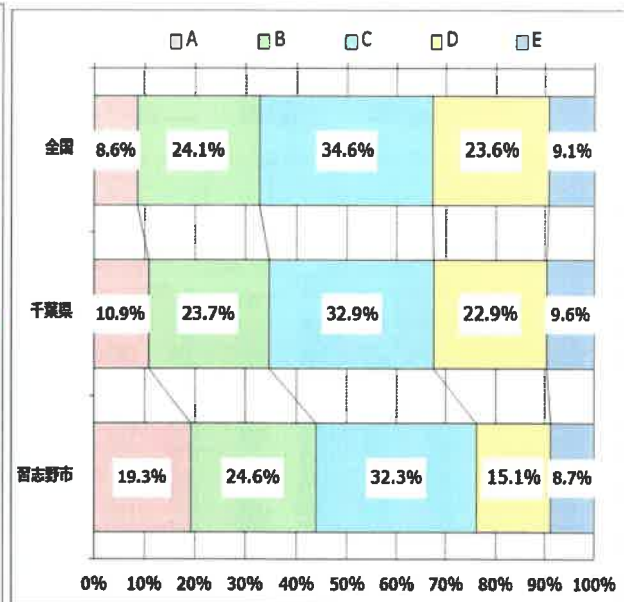
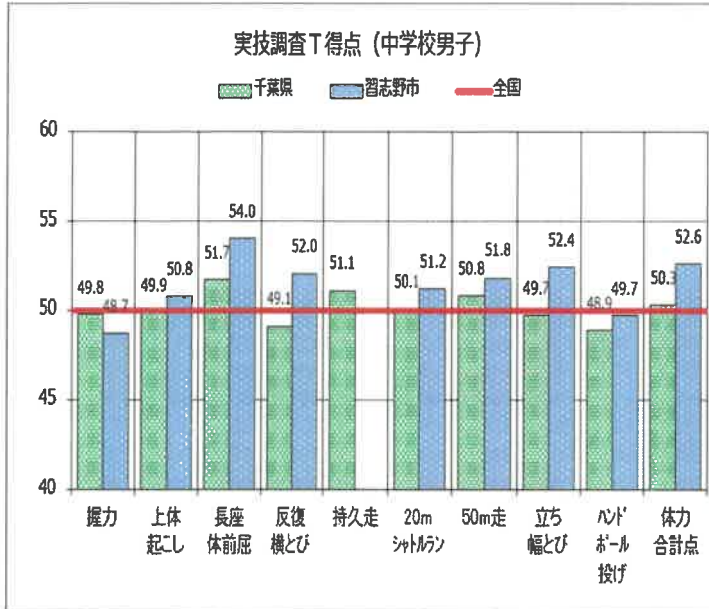


<各種目の本市の平均値と全国・県との比較および3年間の経年変化グラフ>

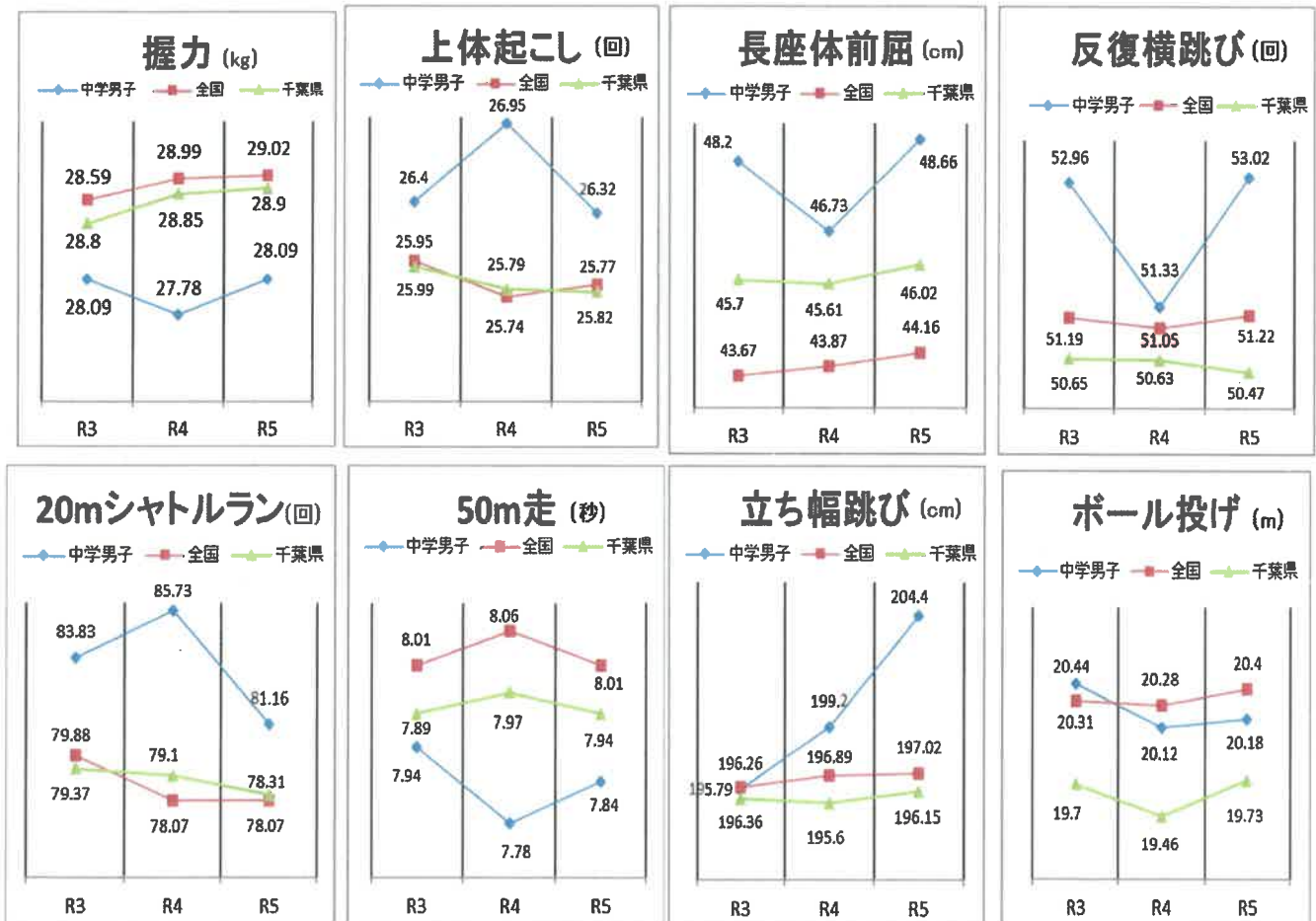


- ・全国平均・県平均との比較では、50m走とソフトボール投げの2種目で下回っている。
- ・経年変化の比較では、50m走と立ち幅とび以外の6種目で、昨年度の平均を上回った。

(3) 中学校2年男子 全国・県平均との比較

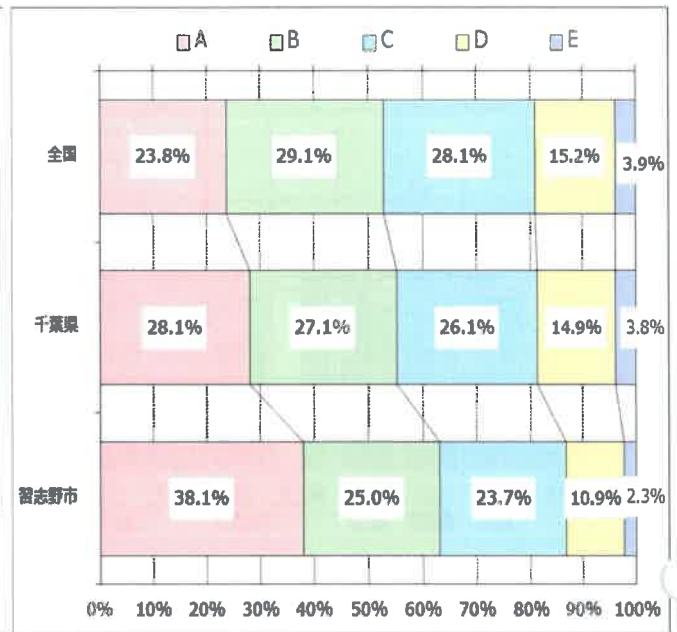
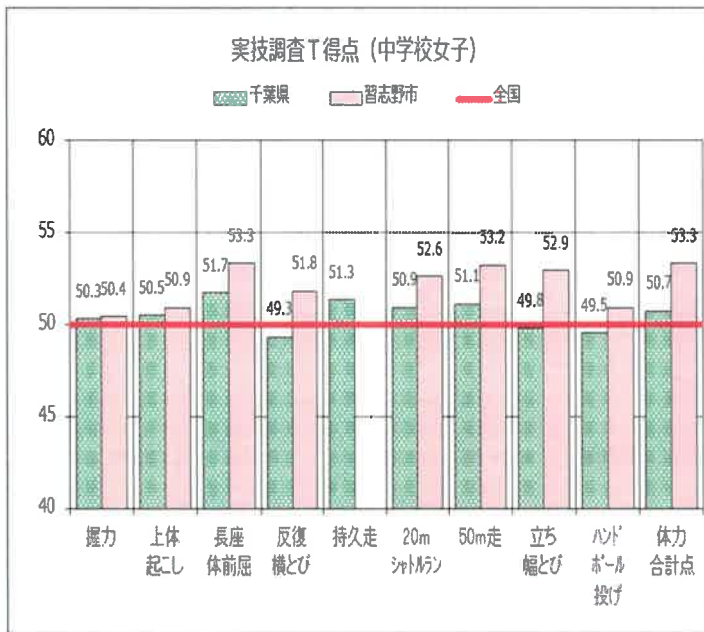


<各種目の本市の平均値と全国・県との比較および3年間の経年変化グラフ>

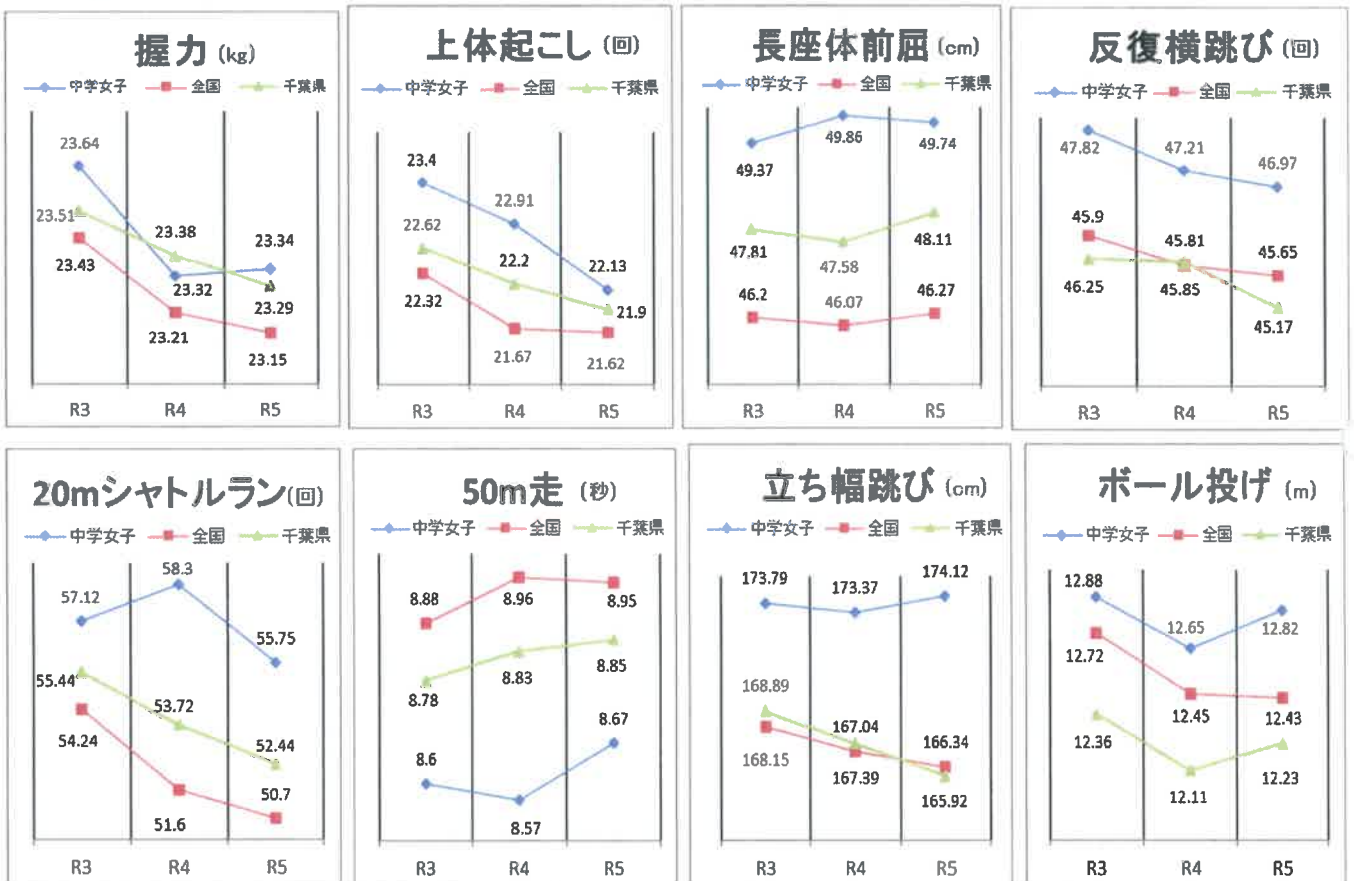


・ 全国平均・県平均との比較では、握力とハンドボール投げの2種目で下回っている。
 ・ 経年変化の比較では、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、ハンドボール投げの6種目で、昨年度の平均を上回った。

(4) 中学校2年女子 全国・県平均との比較



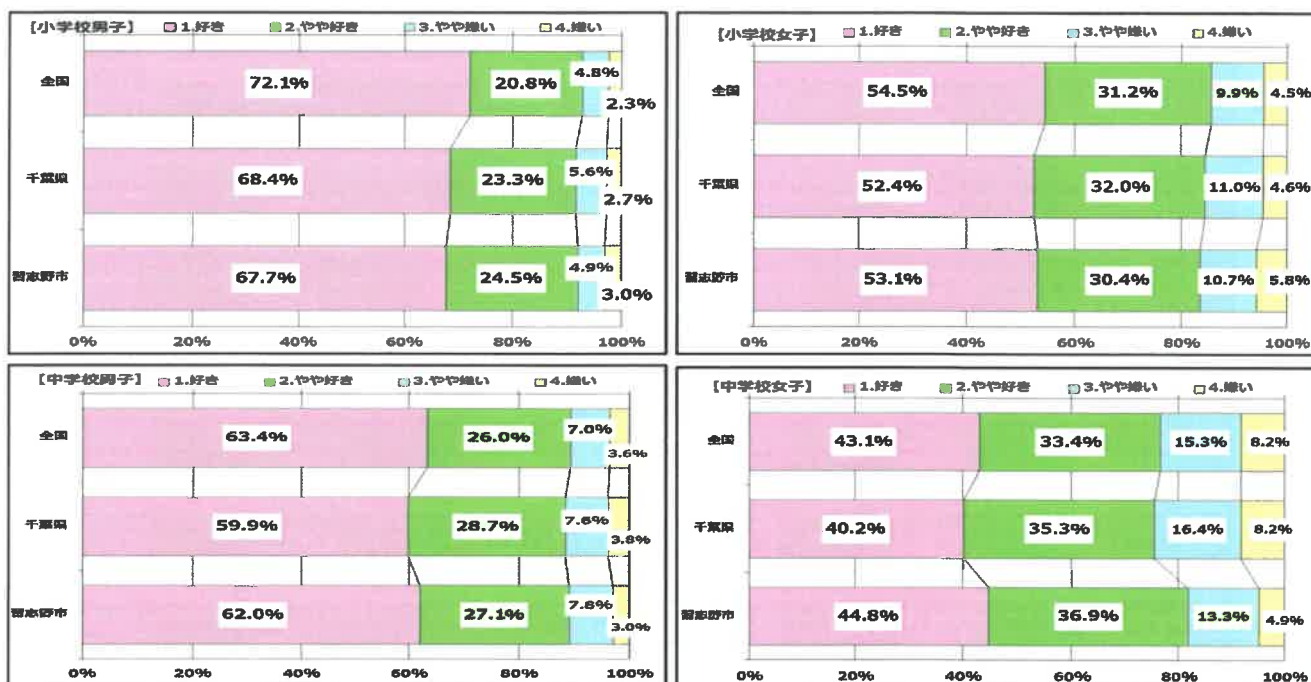
<各種目の本市の平均値と全国・県との比較および3年間の経年変化グラフ>



- ・全国平均・県平均との比較では、すべての種目で上回っている。
- ・経年変化の比較では、握力、立ち幅跳び、ハンドボール投げ以外で、昨年度の平均を下回った。

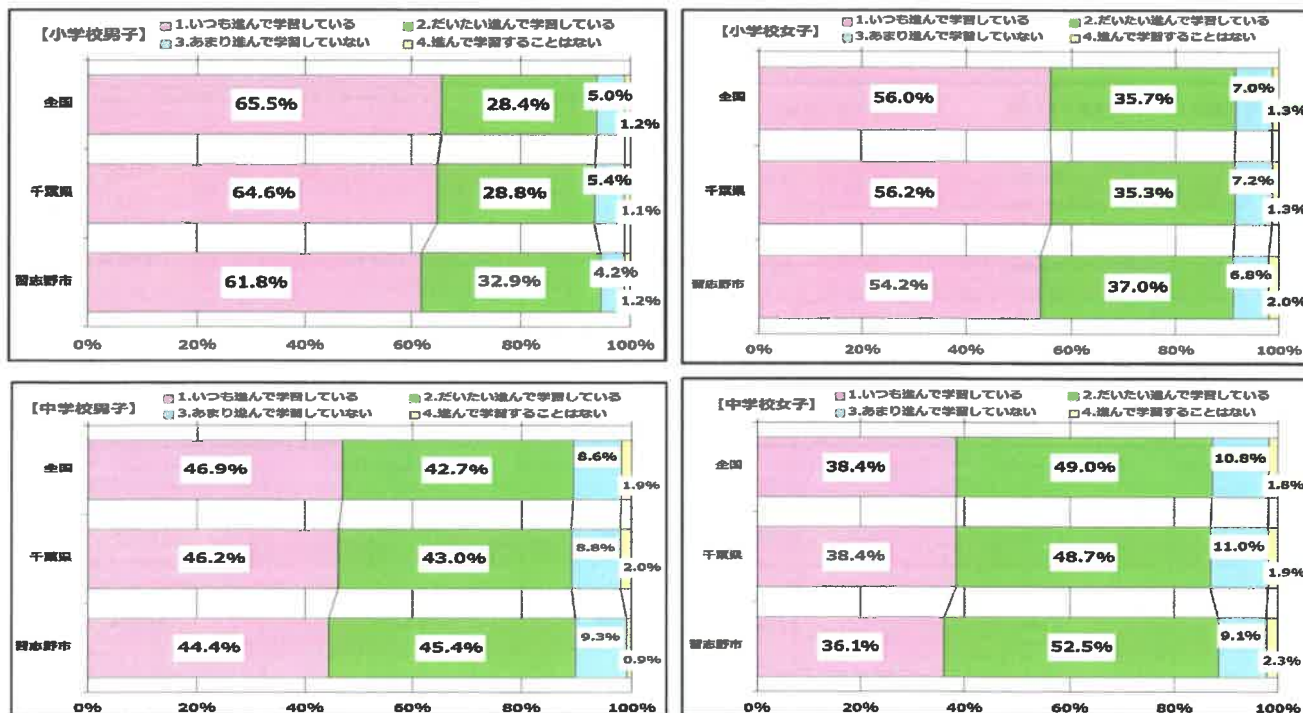
3 児童生徒質問紙調査の状況

(1) 運動やスポーツが好きな児童生徒の割合



運動やスポーツが「好き・やや好き」の割合が、全国・県平均と比較して、小学校女子で低く、小学校男子、中学校男子で県平均より高い数値であった。

(2) 体育の授業では、進んで学習に参加している。



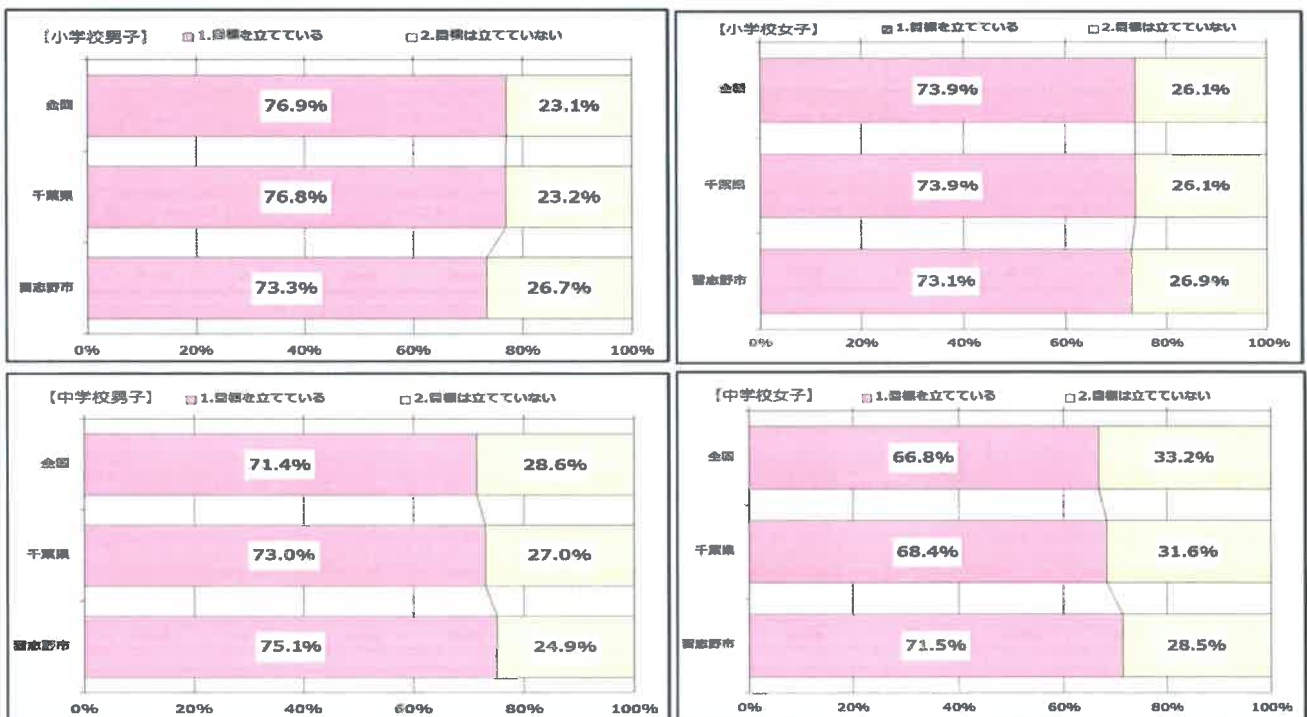
体育の授業に進んで参加している「いつも・だいたい」の割合は、全国・県平均と比較して、小学校女子で下回り、小学校男子、中学校では上回った。

(3) 体育の授業において目標（ねらい・めあて）を意識して学習することで「できたり、わかったりする」ことがある



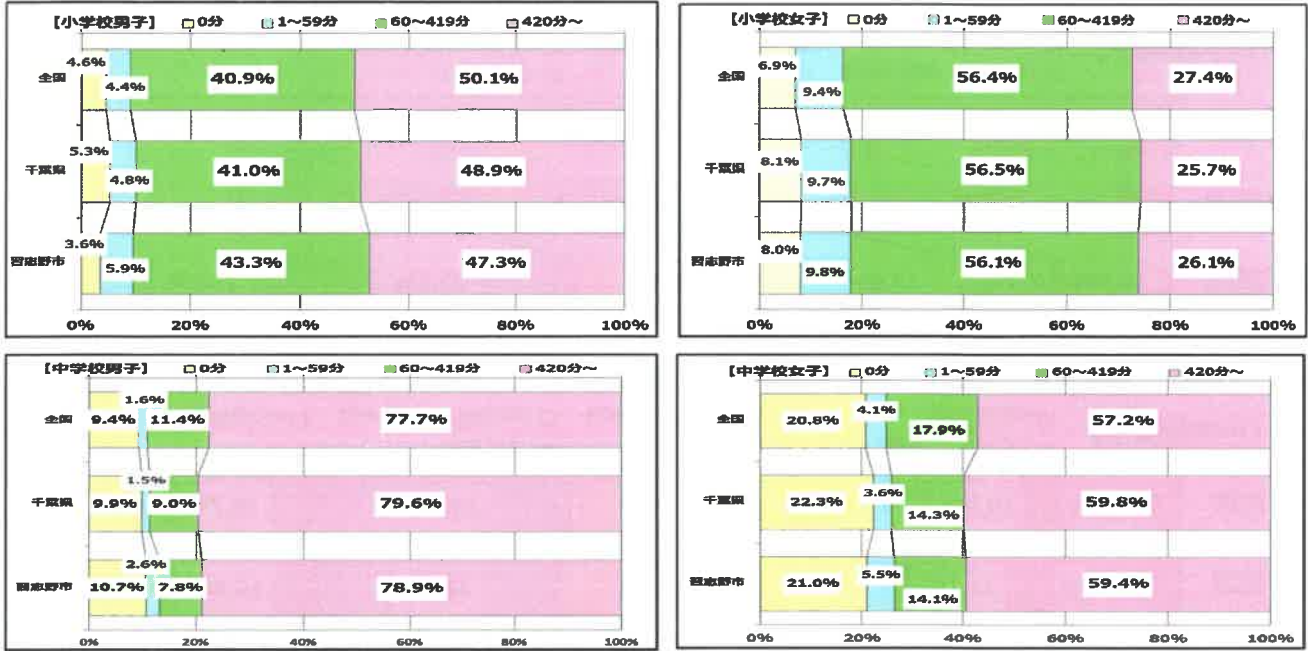
体育の授業で、目標を意識して学習することで「できた・わかった」の割合は、小中学校女子で全国・県平均を上回っている。

(4) 体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりに目標を立てている



体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりに目標を立てている数値が、全国・県平均と比較して、小学校では下回り、中学校では上回った。

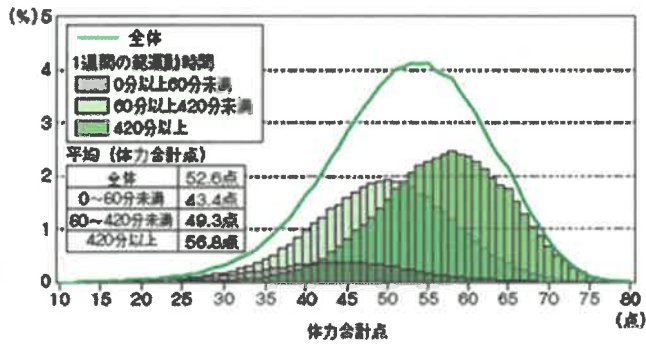
(5) 1週間の総運動時間



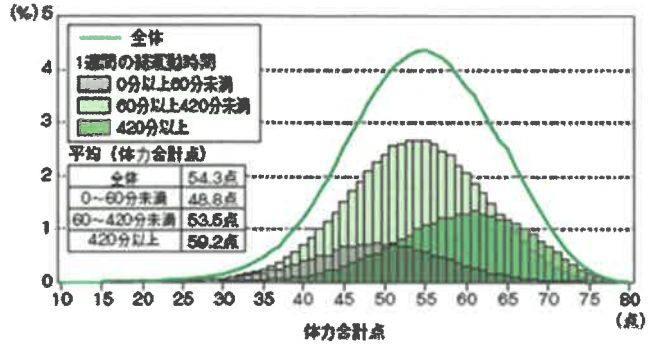
1週間の総運動時間 420分以上の割合は、小学校男子・中学校では県を下回り、小学校女子では、県平均を上回っている。

(参考資料) 1週間の総運動時間と体力合計点の関連

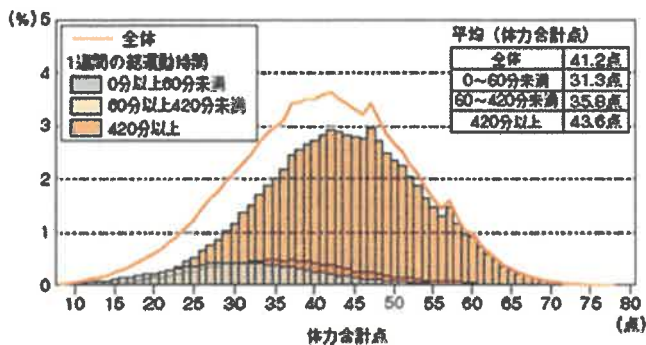
小学校 ● 男子



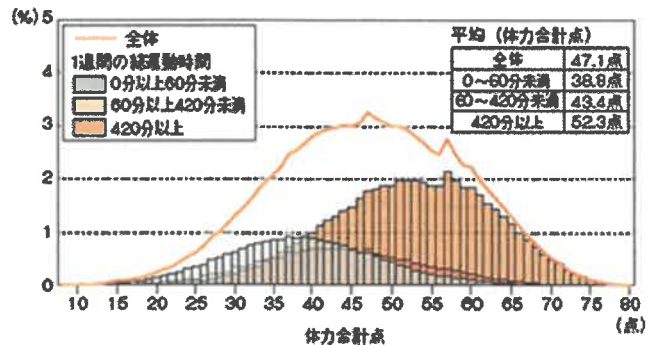
● 女子



中学校 ● 男子

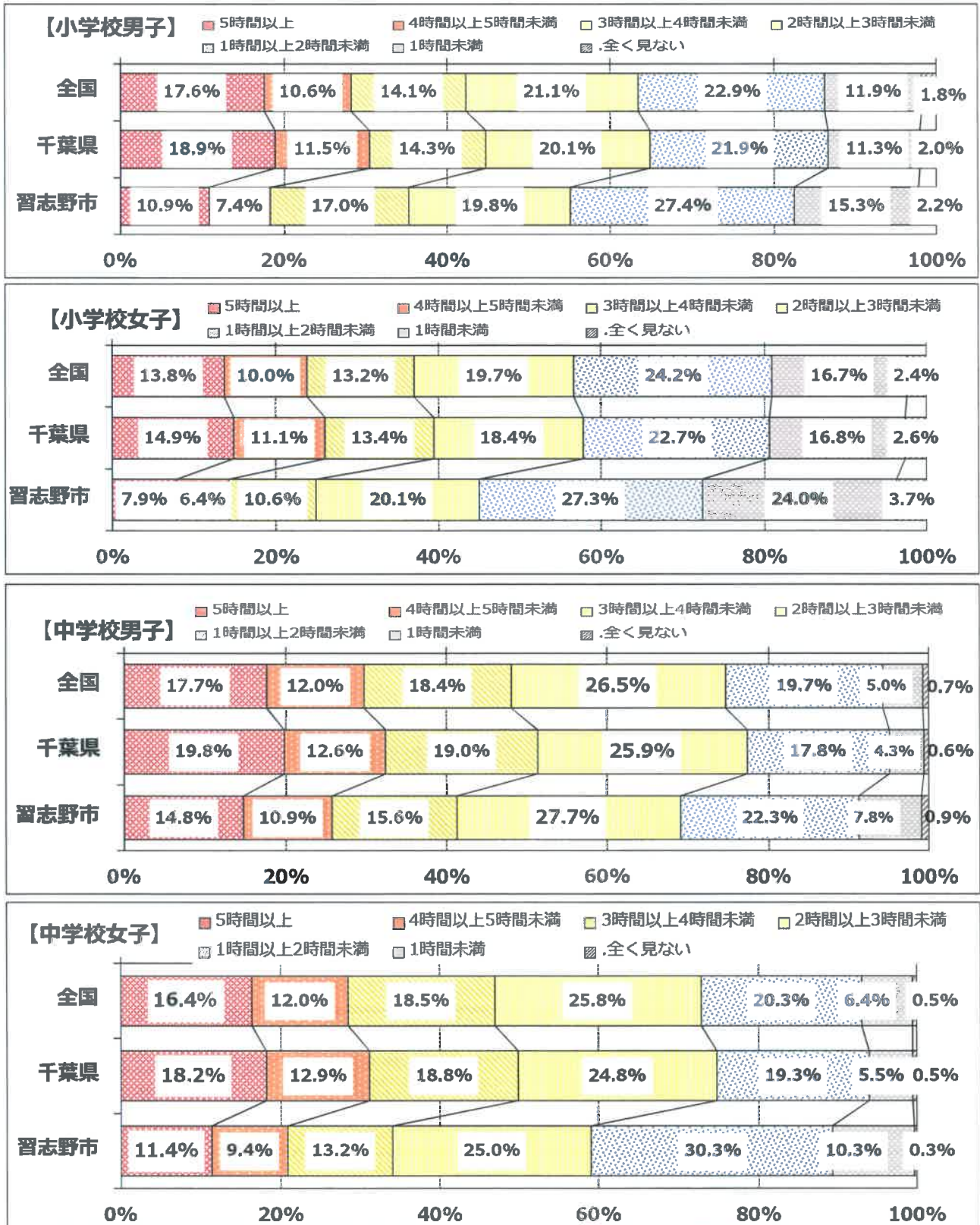


● 女子



運動時間 (習慣化) が長い児童生徒ほど、体力合計点は高い傾向にある。運動時間と体力向上は相関関係があると考えられる。

(6) 平日におけるスクリーンタイム（テレビ・ゲーム機・スマホ、パソコン等）について



学習以外のスクリーンタイムは、全国・県の割合と比較すると、全ての学年で下回っているが、1日2時間以上の使用している割合では、小学校男子55%、小学校女子45%、中学校男子69%、中学校女子59%であり、スマートフォンの保有率等も関係すると考えられるが、学年が上がるにつれて増加している。

4 体力テスト・質問用紙の結果

(1) 体力・運動能力の傾向から

① 本市の児童生徒の新体力テストの結果は、概ね全国・県平均を上回る結果となった。小学校においては、男子では、「ソフトボール投げ」が全国平均を下回り、女子では、「50m走」「ソフトボール投げ」で全国平均を下回った。

中学校においては、男子で「握力」「ハンドボール投げ」で全国平均を下回った。女子では、すべての種目で全国・県平均ともに上回る結果となった。

② 過年度との比較については、概ね横ばいとなっている。令和4年度と比較すると、小学校男子では、「長座体前屈」「20m シャトルラン」が上昇した。小学校女子では、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20m シャトルラン」「ソフトボール投げ」が上昇した。中学校男子では、「握力」「長座体前屈」「反復横跳び」「立ち幅跳び」「ハンドボール投げ」が上昇し、女子では「握力」「立ち幅跳び」「ソフトボール投げ」が上昇した。

(2) 児童生徒の質問用紙から

① 「運動・スポーツが好き」「体育の授業では、進んで学習に参加している」「体育の授業において目標（ねらい・めあて）を意識して学習することで「できたり、わかったりする」ことがある」については、小学校において全国と比較して低い数値になっている。このことから、課題解決型の学習で個々の目標に対して「できた・わかった」の達成感や成功体験を味わわせることが重要である。

② 体育・保健体育科の目標である「心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する」ためには、運動やスポーツを好きになることがきわめて重要である。そして「運動・スポーツが好き」の入り口は、やはり体育授業である。児童生徒が発達の段階と運動の特性に応じた楽しさや喜びを味わう体育授業の充実や運動習慣の確立をはじめ、運動好きな児童生徒の育成を視点とした取組を引き続き推進していく必要がある。

5 今年度の本市の取り組み

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う教育活動の制限により、児童生徒の体力調査で著しい低下となった。今年度は昨年度同様に体力向上のきっかけづくりとして、意図的に運動の機会を確保するために千葉県教育委員会が実施している「遊・友スポーツランキングちば」を体育主任研修で周知し、全小・中学校で実施した。

種目は、以下の10種目である。

- | |
|---|
| ①チャレンジスピード2 ②長縄8の字連続跳び ③長縄みんなでジャンプ
④みんなで短縄跳び ⑤みんなで二重跳び ⑥連続馬跳び ⑦新聞棒投げ ⑧ボールパスラリー
⑨バスケットボールフリースロー2 ⑩サークルターゲットスロー |
|---|

※前期分において、東習志野小学校が「みんなで短縄跳び」「バスケットボールフリースロー2」の2種目で、第五中学校が「長縄みんなでジャンプ」で千葉県1位となった。

6 今後の方向性

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、全国、県平均と比較して概ね上回っているものの、コロナ禍における生活習慣の変化やスクリーンタイムの増加など、運動不足の影響となっており、生涯にわたって心身の健康を保持増進していくためにも体力向上の取組は喫緊の課題である。

体力向上を望むには、児童生徒の運動の機会を増やすことが必須であり、そのためには自ら運動する子に育てていかなければならない。

このことから、体育時の授業において、めあてを意識して取組「できた・わかった」の成功体験を積むことで、達成感や成就感を味わうことができる授業改善を行い「運動が好き」の児童生徒を増やしていく。

(1) 教育委員会が取り組むこと

- ① 4月に開催予定の教科主任会議において、令和5年度体力テストにおける市の実態を周知し、体力向上の取組の重要性を意識付ける。また、新体力テストの実施に向け、児童生徒が目標をもって取り組めるよう、評価の基準を明記した分析シートを配付する。
- ② 市全体で「遊・友スポーツランキングちば」に積極的に取り組めるよう、他校の様子やランキング等を全学校に周知する。
- ③ どの児童生徒にも体育の授業をきっかけに運動への愛好的態度を育むことをより重視し、タブレット端末等を活用した効果的な学習の方法を取り入れた授業改善など、授業において明確なめあてやねらいをもった「課題解決学習」に重点を置き、指導主事の学校訪問において、教員の指導力向上を図る。
- ④ 県内外の体力づくりに関して参考となる事例や先進的な取組について広く周知・共有し、各学校での取組の充実等につなげる。

(2) 学校が取り組むこと

- ① 体力向上を来年度の指導の重点に置く。小学校では、50m走とソフトボール投げ、中学校では、握力とハンドボール投げを課題として取り組む。
- ② 新体力テストの結果から、各校の実態を把握・分析した上で、体力・運動能力の課題を明らかにし、全教職員で共通理解を図り、日常的な体力づくりとともに、運動のできる環境を工夫するなど年間を通して体力向上に向けた取り組みを位置づけ、継続して行う。
- ③ 体育授業の1単位時間における目標（ねらい・めあて）を明確にするとともに「運動学習場面」を6割以上確保し、児童生徒の「できた、わかった」の成功体験を味わわせ、「課題解決学習」を展開する中で、児童生徒が主体的な活動となるよう授業改善を図る。
- ④ 運動機会を確保するため、長期的かつ継続的な取組として、授業、業間、休み時間等を活用し「遊・友スポーツランキングちば」に積極的に取り組み、運動の習慣化を図る。
- ⑤ 体力維持・向上は、授業以外での活動も重要であることから、家庭や地域と連携することが重要である。そのため、家庭でもできる運動の紹介等の関連情報を各学校のたよりや学校HP等で保護者、地域へ発信し、家庭や地域での運動や遊びの推進に努める。

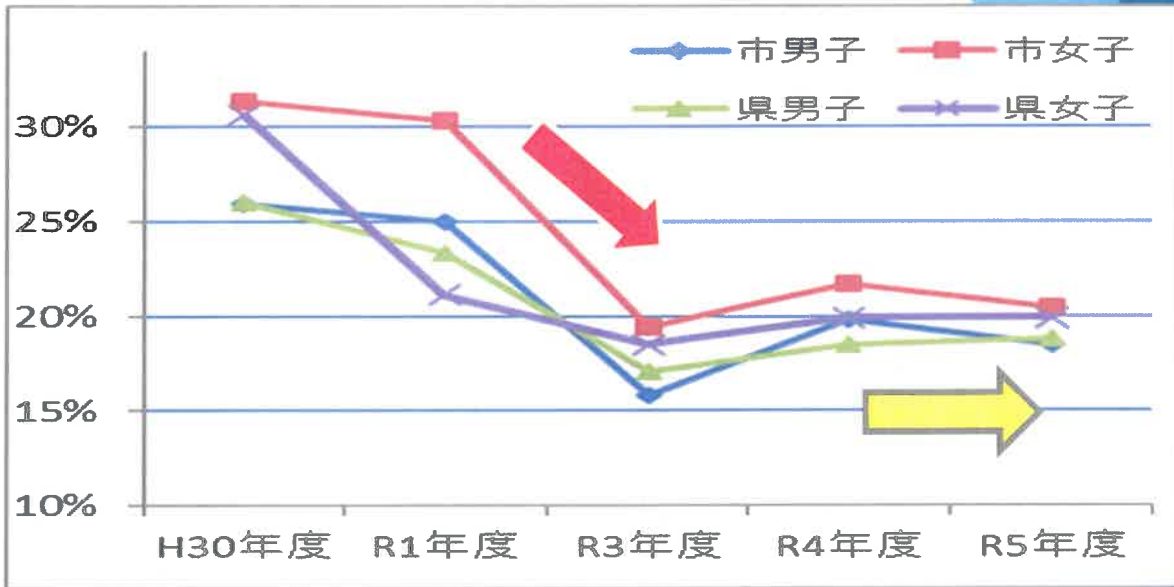
令和5年度 新体力テストの結果

- 千葉県運動力証交付者
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【 千葉県運動能力証交付者数（交付率） 】

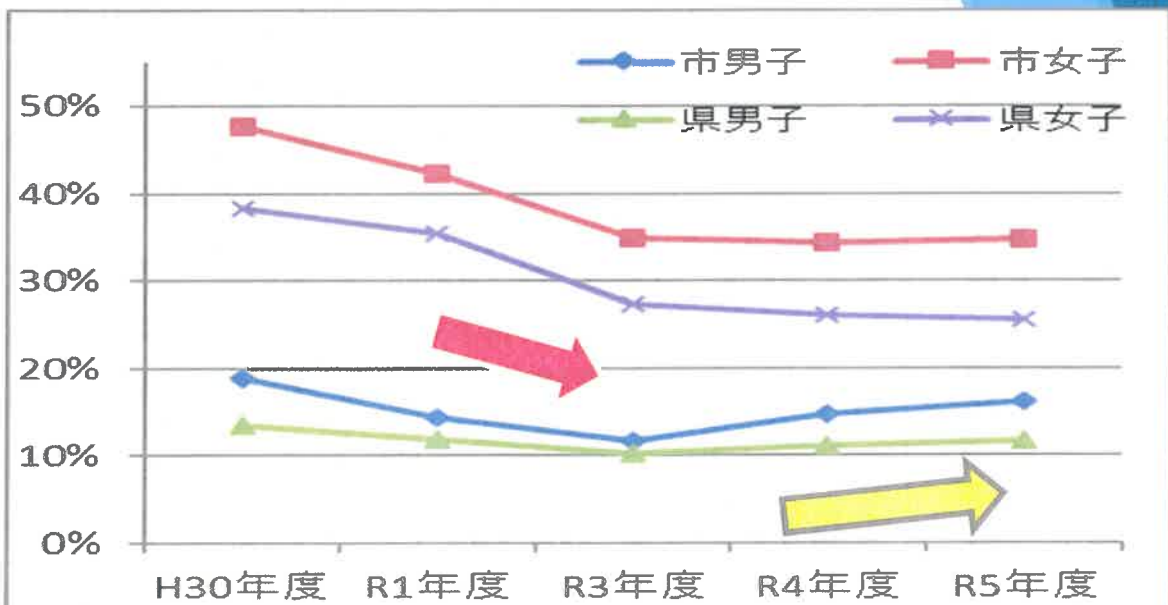
令和5年度	【習志野市】	県との差	【県】
小学校男子 5年・6年	299人 (18.5%)	-0.3	18.8%
小学校女子 5年・6年	299人 (20.4%)	+0.5	19.9%
中学校男子 1年～3年	338人 (16.2%)	+4.6	11.6%
中学校女子 1年～3年	689人 (34.8%)	+9.2	25.6%

【 小学校運動能力証交付者数5年間の推移 】



2

【 中学校運動能力証交付者数5年間の推移 】



3

現状と課題

【運動能力証交付】の児童・生徒

コロナ禍と比較して

若干の上昇傾向

体力・運動能力の向上
喫緊の課題

4

令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

1. 調査の概要

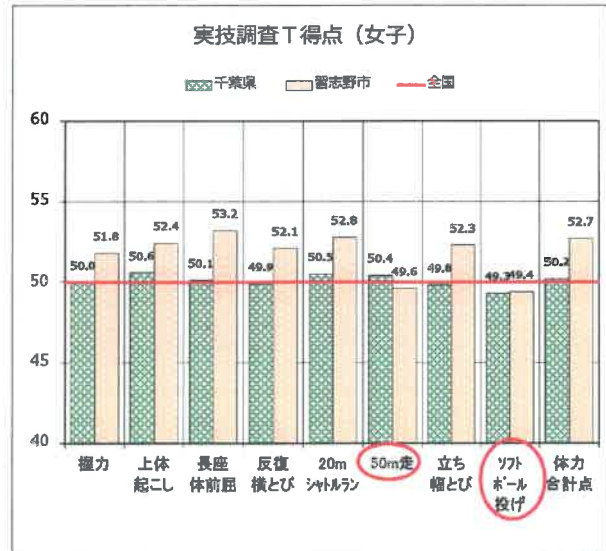
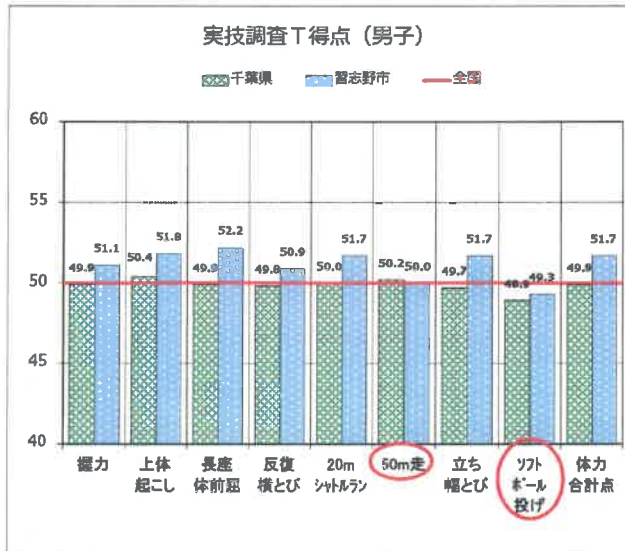
国公立の小学校5年生及び中学校2年生
(小学生：約99万人、中学生：約92万人)

2. 実技調査 (8種目)

3. 質問紙調査

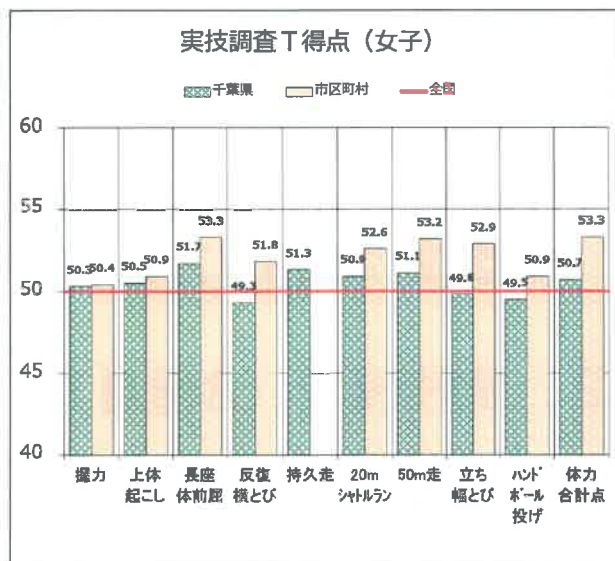
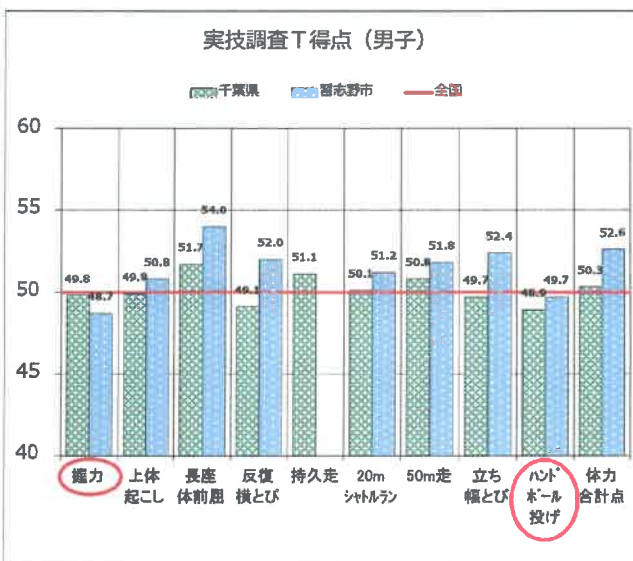
5

全国・県と本市の比較（小学校）



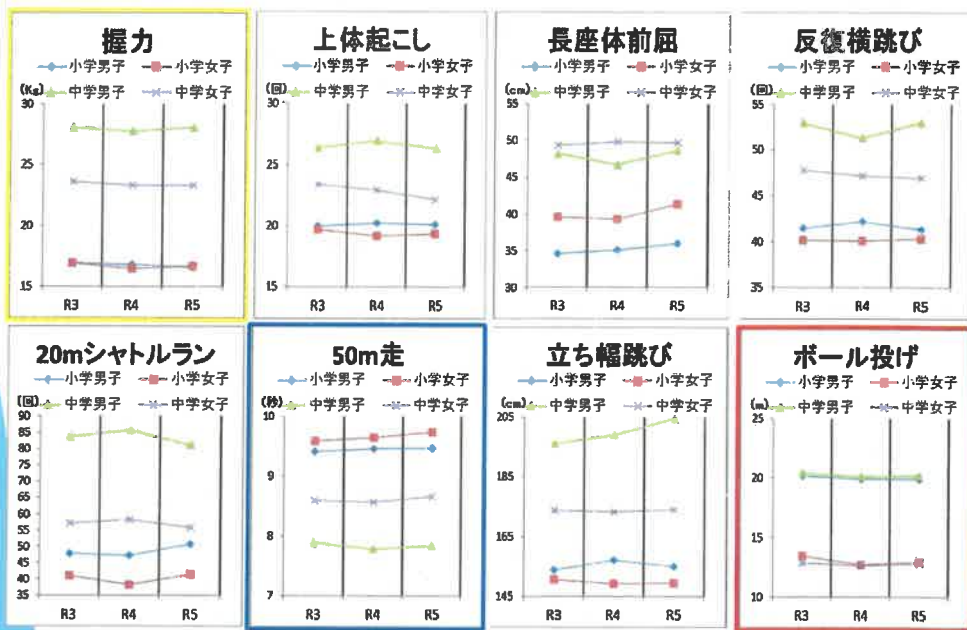
6

全国・県と本市の比較（中学校）



7

【3年間の経年変化（令和3年～令和5年）】



【課題】

〈小学校〉

50m走

ソフトボール投げ

〈中学校〉

握力

ハンドボール投げ

8

【質問用紙】 全国・県との比較から

- ・ 授業に進んで参加は、意欲の面で劣る学年がある
- ・ 授業における達成感は、男子が低い
- ・ 主体的な取組は小学校で劣り、中学校で上回る
- ・ 1週間の総運動時間は、小学校は短い

9

体力低下の要因

①国民による意識の変化

- ・心身を鍛えることへの軽視
→保護者が積極的に体を動かせることをしなくなった。

②生活様式の変化、生活習慣の問題

- ・急速な情報社会が発展
→情報機器と接する時間の増加
- ・朝食の欠食、睡眠不足

時間
空間
仲間

10

学校や体育の授業では

○個々の実態に適した目標設定と「課題解決学習」



○「できた、わかった」の成功体験、達成感を味わう



○運動機会・時間の確保（時間・空間・仲間）

11

〈体力向上に向けてのイメージ〉

体力向上

体をいっぱい動かす（習慣化）

運動が苦手・嫌い
児童生徒

運動が好きになる

家庭
地域

〈連携〉

学校（授業）

できた！
わかった！

12

教育委員会が取り組むこと

- ① 実態の周知と体力向上への取組の重要性について意識付け
- ② 「遊・友スポーツランキングちば」への取り組み
- ③ 「課題解決学習」に重点に置いた授業
- ④ 好事例や先進的な取組についての共有

13

学校が取り組むこと

- ①体力向上を来年度の指導の重点
- ②課題を明らかにし、長期的かつ継続的な取組
- ③「めあて」を明確にし、「できた、わかった」の成功体験を味わわせ、課題解決学習となるよう授業改善を図る
- ④運動機会の確保と習慣化を図る
- ⑤家庭や地域との連携による運動や遊びの推進、生活習慣の改善

新体カテスト結果について【概要版】

1 千葉県運動能力証交付者数の推移

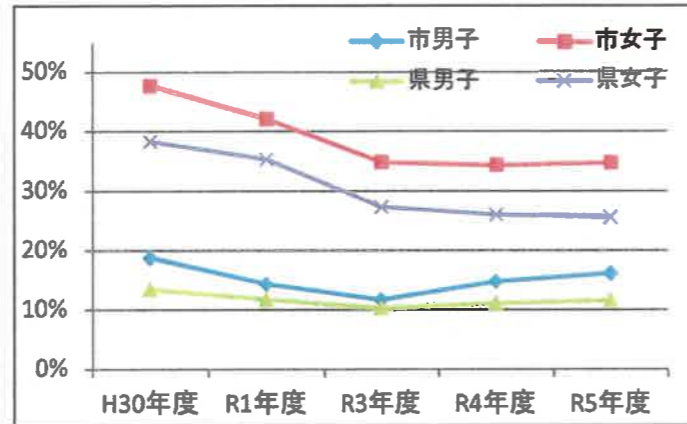
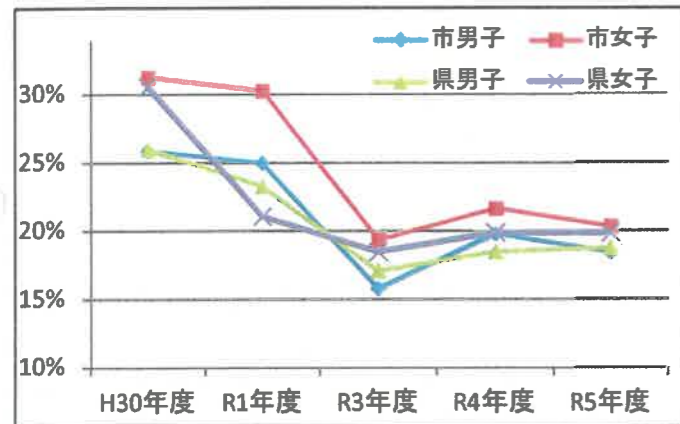
【過去5年間の運動能力証交付者数の推移（括弧内は交付率）と令和5年度県の交付効率】対象：小学校5、6年および中学校

区分	H30年度	R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	【県R5】
小学校男子	386 (25.9%)	378 (25.0%)	238 (15.8%)	305 (19.8%)	299 (18.5%)	18.8%
小学校女子	467 (31.3%)	438 (30.3%)	288 (19.4%)	322 (21.7%)	299 (20.4%)	19.9%
中学校男子	383 (18.8%)	273 (14.4%)	240 (11.7%)	315 (14.8%)	338 (16.2%)	11.6%
中学校女子	947 (47.7%)	802 (42.2%)	703 (34.9%)	683 (34.4%)	689 (34.8%)	25.6%

※令和2年度は体カテスト中止

【グラフ1 小学校運動能力証交付率の推移】

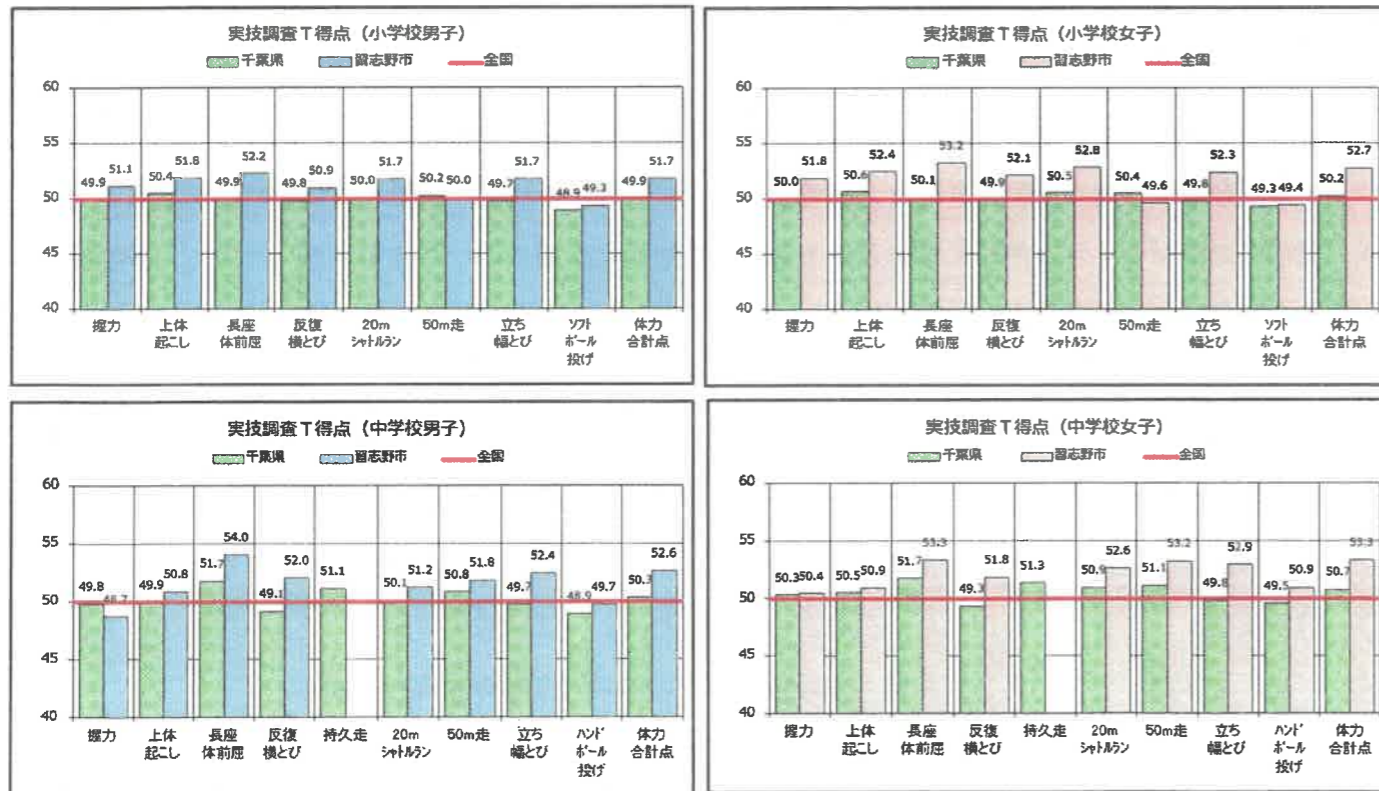
【グラフ2 中学校運動能力証交付率の推移】



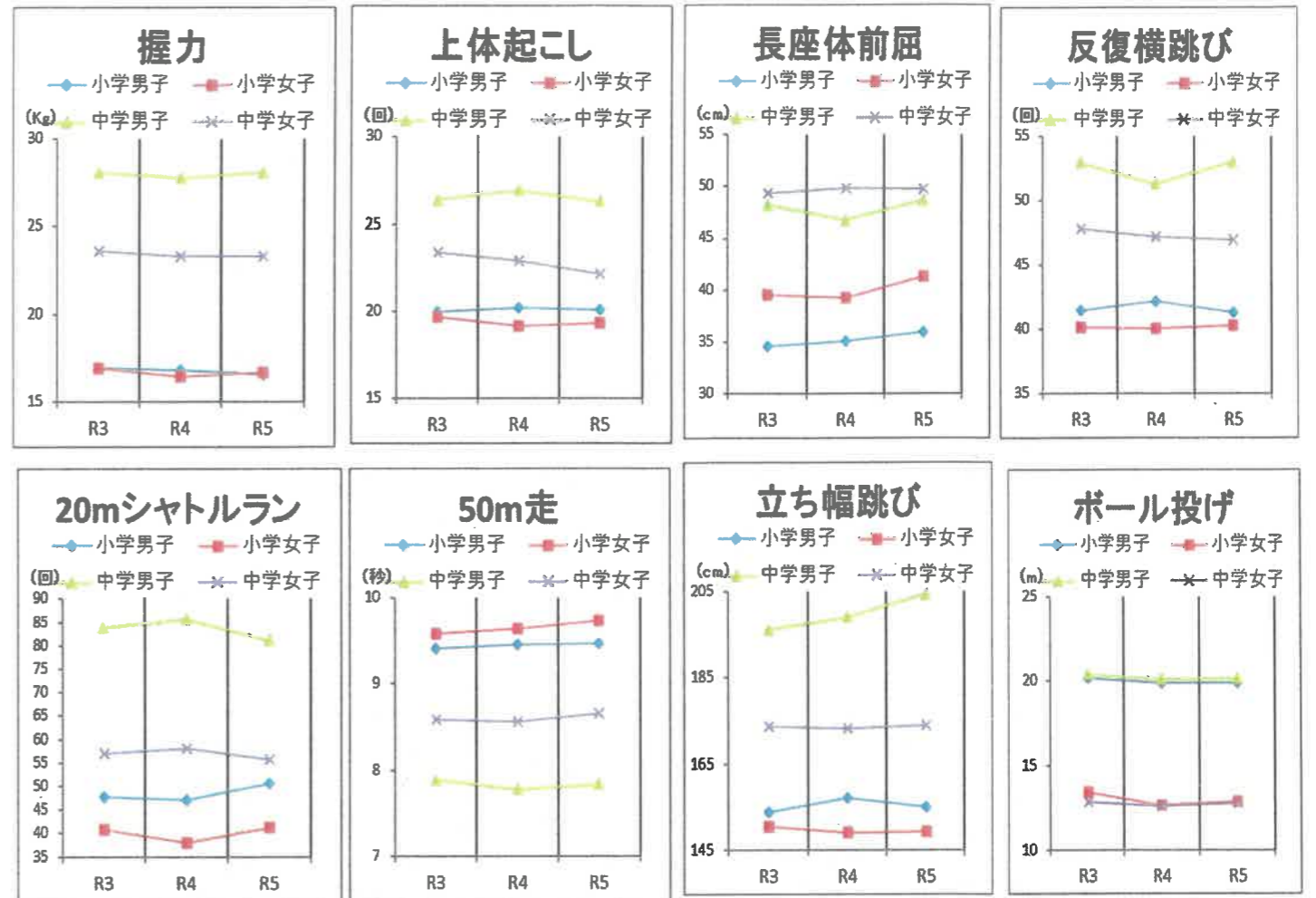
- ①小学校女子は0.5ポイント、中学校の男子は4.6ポイント、女子は9.2ポイント県平均を上回り、小学校男子では、0.3ポイント下回った。
- ②中学校男子においては、令和元年度（新型コロナウイルス感染症拡大前）の交付率を上回り、上昇傾向にある。

2 令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査について（対象：小学生5年・中学生2年）

(1) 全国・県と本市のT得点比較



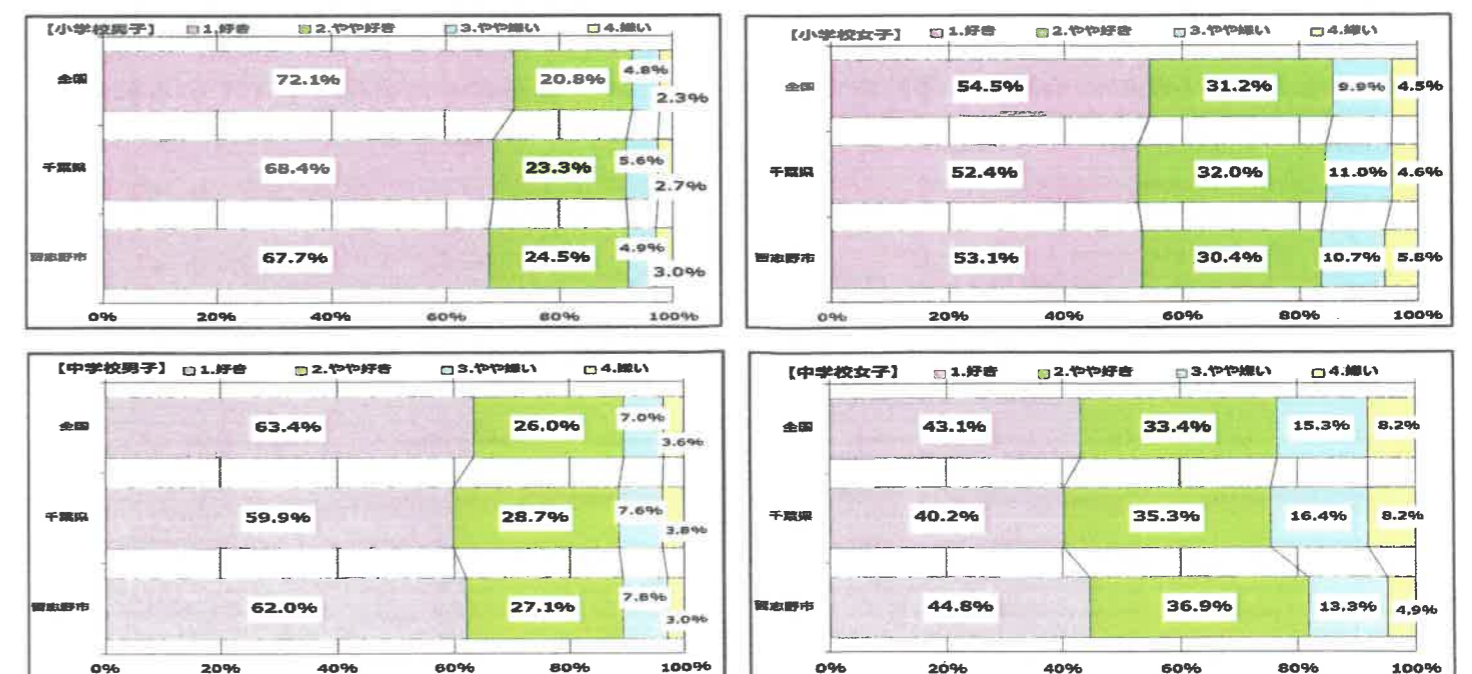
(2) 経年変化の比較（令和3年～令和5年）



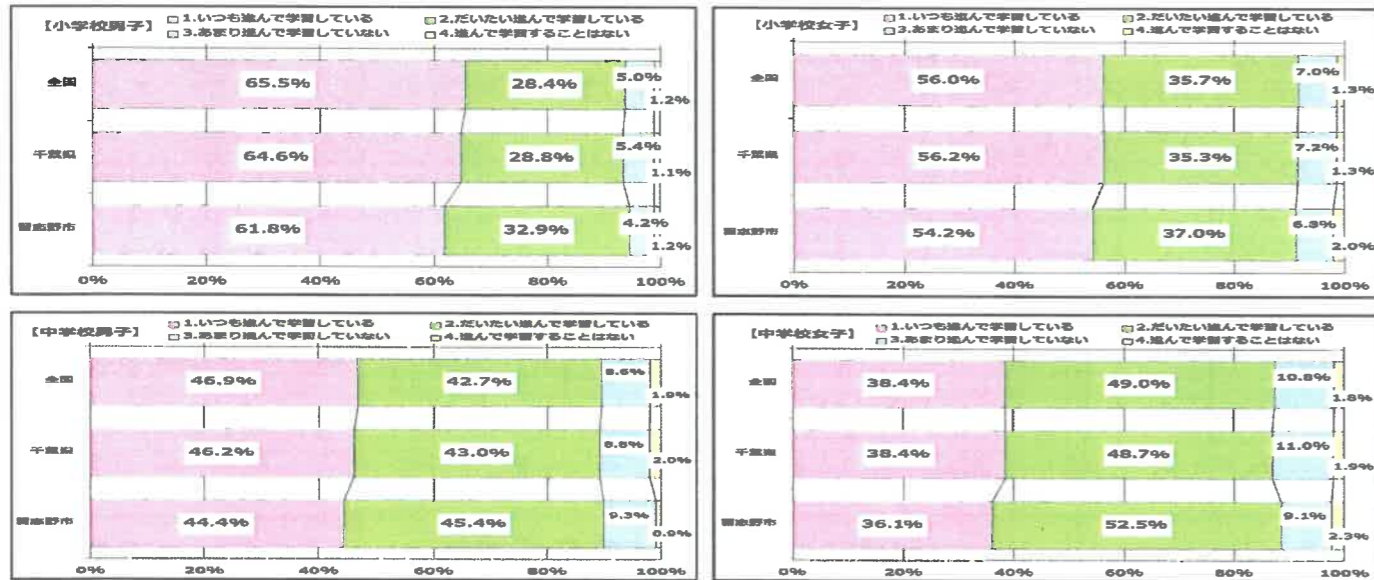
- ①全国・県平均とのT得点の比較は、小中学校ともに概ね平均値を上回っているが、小学校では50m走とソフトボール投げ、中学校男子では、握力とハンドボール投げが課題として捉えている。
- ②経年変化の比較では、概ね横ばいとなっている。

3 児童生徒質問紙調査の状況

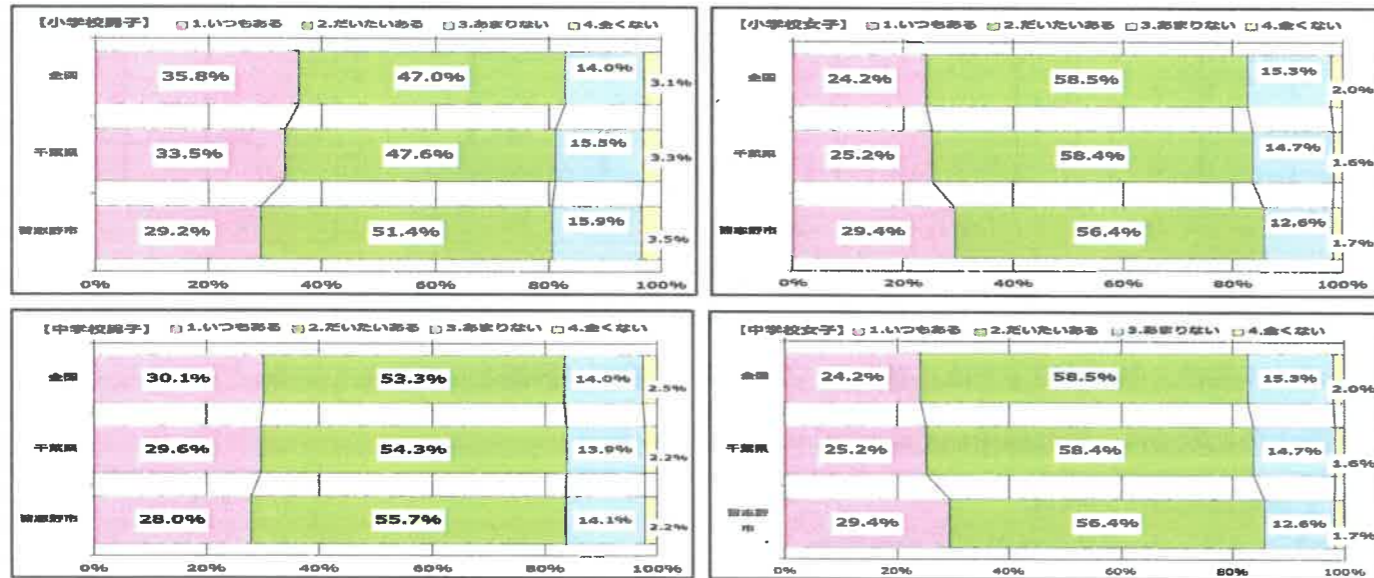
(1) 運動やスポーツが好きな児童生徒の割合



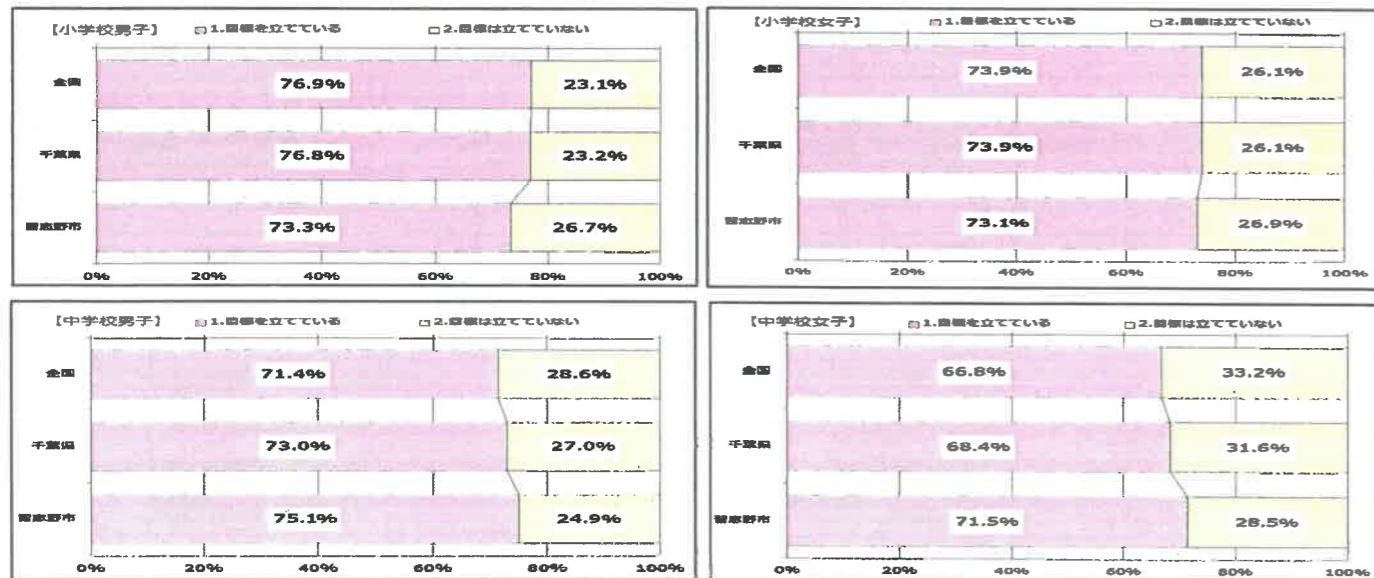
(2) 体育の授業では、進んで学習に参加している割合。



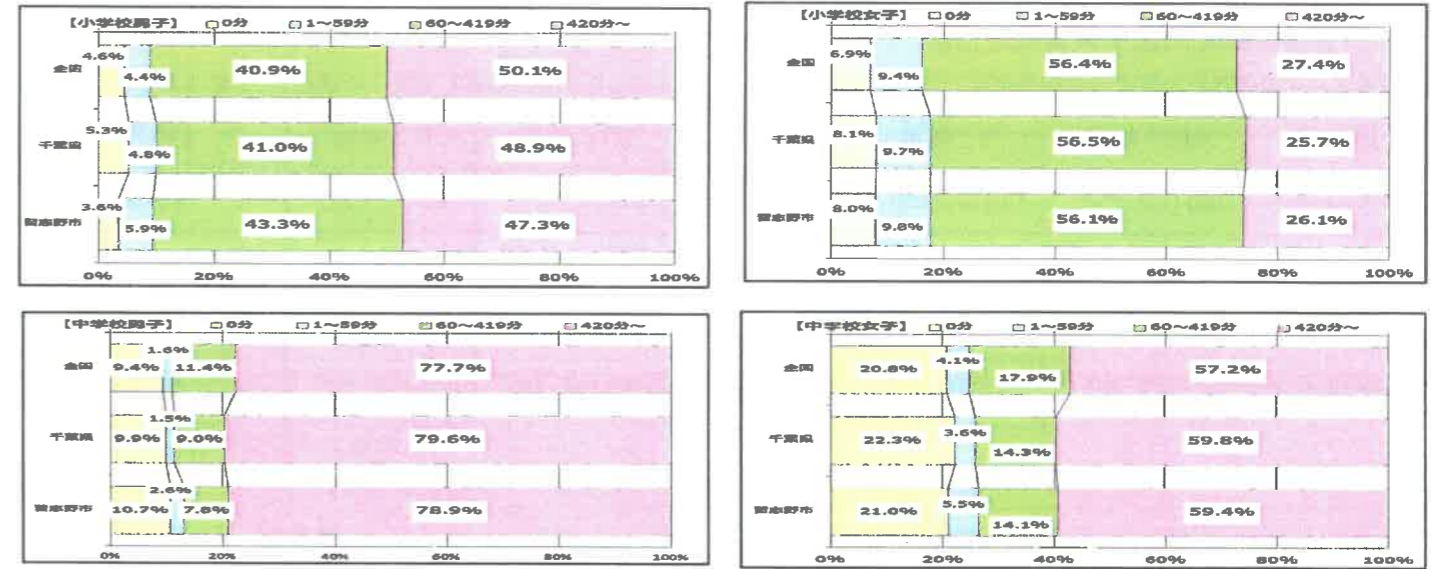
(3) 体育の授業において目標（ねらい・めあて）を意識して学習することで「できたり、わかったりする」ことがある割合。



(4) 体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりに目標を立てている割合



(5) 1週間の総運動時間



①体育の授業に進んで参加している割合は、「いつも」の割合が全国・県より下回っている。これは(3)の数値にも関係していると考えられる。このことから、授業時に「できた・わかった」の成功体験を味わうことで、取り組み状況の向上や運動の習慣化につながると捉えている。

②体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりに目標を立てている割合は、小学校では、全国・県を下回っているが、中学校になると全国・県を上回っている。このことから、小学校での体育の取り組みにおいて、自分なりの目標を持たせることが、体力向上の一步と考える。

4 今後の方向性

(1) 教育委員会が取り組むこと

- 4月の教科主任会議で、市の実態の周知と体力向上の取組の重要性の意識付け。
- 市全体で「遊・友スポーツランキングちば」に積極的に取り組めるよう、他校の様子やランキング等を全学校に周知する。
- 体育の授業をきっかけに運動への愛好的態度を育むことをより重視し、「めあて」や「ねらい」をもった「課題解決学習」に重点を置き、指導主事の学校訪問において、教員の指導力向上を図る。
- 県内外の体力づくりに関して参考となる事例や先進的な取組について広く周知・共有し、各学校での取組の充実等につなげる。

(2) 学校が取り組むこと

- 体力向上を来年度の指導の重点に置く。
- 各校の実態を把握・分析した上で、課題を明らかにし、長期的かつ継続的に体力を高める取組。
- 児童生徒に「できた、わかった」の成功体験を味わわせ、課題解決学習となるよう授業改善を図る。
- 「遊・友スポーツランキングちば」に積極的に取り組み、運動の習慣化を図る。
- 積極的に情報を発信し、家庭・地域との協力・連携を図り、運動や遊びの推進に努める。

報告事項(4)

コミュニティスクールの実施状況について

コミュニティスクールの実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月27日報告

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

コミュニティスクール実施状況について

学校教育部 指導課
生涯学習部 社会教育課

1. 令和5年度の学校運営協議会について

(1) 委員の選定について

①学校評議委員をベースに移行。各学校で委員10名を任期1年として選定し、教育委員会から任命した。

②構成委員

①学校職員 ②放課後子供教室コーディネーター ③地域学校協働活動推進員
④学識経験者(元校長、大学教授) ⑤地域住民 ⑥保護者 ⑦その他

(2) 実施状況について

①今年度から全小・中・高等学校において、各学校年間4回実施した。

②期間は令和5年4月～令和6年3月にかけて、学校ごとに実施した。

③委員の中から会長、副会長を選出、会議を開催した。

【令和5年度 学校運営協議会の実施状況】

	学校名	1回目	2回目	3回目	4回目
1	津田沼小	4月27日	6月22日	11月18日	1月25日
2	大久保小	4月12日	5月17日	10月16日	2月21日
3	谷津小	4月10日	5月2日	10月5日	2月8日
4	鷺沼小	5月2日	10月30日	1月25日	2月22日
5	実籾小	5月18日	6月8日	11月18日	2月15日
6	大久保東小	5月15日	6月27日	10月5日	2月8日
7	袖ヶ浦西小	4月17日	7月6日	11月25日	2月22日
8	東習志野小	5月2日	6月23日	11月25日	2月22日
9	袖ヶ浦東小	4月27日	7月3日	11月25日	2月22日
10	屋敷小	4月12日	6月14日	11月18日	2月22日
11	藤崎小	4月17日	6月22日	11月18日	2月28日
12	実花小	5月2日	6月18日	11月30日	2月28日
13	向山小	4月21日	6月23日	10月28日	2月16日
14	秋津小	4月6日	4月27日	11月22日	2月22日
15	香澄小	4月14日	4月30日	11月29日	2月29日
16	谷津南小	4月28日	6月14日	11月16日	2月16日
17	第一中	5月2日	10月20日	11月30日	2月22日
18	第二中	5月2日	7月6日	9月15日	1月17日
19	第三中	5月27日	10月20日	11月18日	3月1日
20	第四中	4月11日	4月30日	10月28日	2月9日
21	第五中	5月2日	8月21日	9月15日	2月29日
22	第六中	4月24日	7月5日	10月26日	3月6日
23	第七中	4月27日	5月31日	10月12日	1月12日
24	習志野高校	5月1日	9月16日	11月1日	1月31日

(3) 学校運営協議会の議題内容

- ・会長、副会長の選出
- ・学校運営方針の承認
- ・使用教材について
→使用教材の説明や保護者負担軽減のための対策に関して意見交換を行った。
- ・地域学校協働活動について
→地域パトロール、防災、ボランティア活動や行事についての話し合い、協力要請、協議
- ・学校評価について
- ・全国学力状況調査結果分析について
- ・地域の学習支援、学校環境整備について
- ・授業参観、学校行事(合唱コンクール等)の参観と児童生徒の様子について意見交換
- ・周年行事について
- ・児童生徒の学校生活のルール、または制服や体操服に関すること

(4) 学校運営協議会に関するアンケート結果

(令和5年9月中旬～令和5年12月上旬)

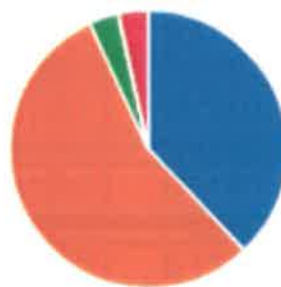
① 学校職員へのアンケート

【実施対象: 学校職員 回答数29人】

※複数の教職員が回答した学校があるため、回答数は実際の学校数とは異なる

学校運営協議会を通して、学校運営協議会委員や地域の方々との連携やコミュニケーションはとりやすくなりましたか。

● 1 とても感じている	11
● 2 やや感じている	16
● 3 あまり感じていない	1
● 4 感じていない	1



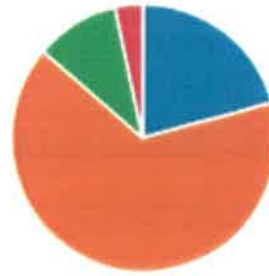
学校運営協議会を通して学校教育目標や学校運営の基本方針への理解は図れましたか。

● 1 あてはまる	19
● 2 どちらかといえばあてはまる	10
● 3 どちらかといえばあてはまらない	0
● 4 あてはまらない	0



学校運営協議会を通して、学校に対する保護者・地域の理解が深まりましたか。

- 1 あてはまる 6
- 2 どちらかといえばあてはまる 19
- 3 どちらかといえばあてはまらない 3
- 4 あてはまらない 1



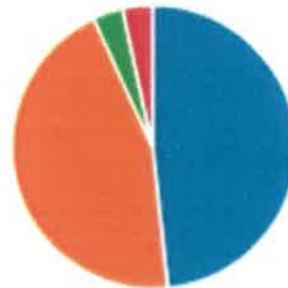
学校運営協議会を通して、学校や学校運営に必要な支援等について十分な協議ができましたか。

- 1 あてはまる 8
- 2 どちらかといえばあてはまる 17
- 3 どちらかといえばあてはまらない 4
- 4 あてはまらない 0



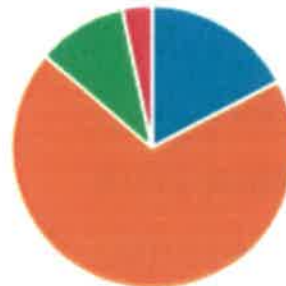
学校運営協議会を通して、地域と学校が情報共有するようになりましたか。

- 1 あてはまる 14
- 2 どちらかといえばあてはまる 13
- 3 どちらかといえばあてはまらない 1
- 4 あてはまらない 1



学校運営協議会を通して、保護者・地域の学校への協力・支援体制が充実しましたか。

- 1 あてはまる 5
- 2 どちらかといえばあてはまる 20
- 3 どちらかといえばあてはまらない 3
- 4 あてはまらない 1



学校運営協議会を通して学校と保護者・地域の連携した取組が行えるようになりましたか。

● 1 あてはまる	5
● 2 どちらかといえばあてはまる	19
● 3 どちらかといえばあてはまらない	4
● 4 あてはまらない	1

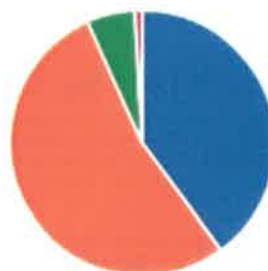


②学校運営協議会委員へのアンケート

【実施対象:学校運営協議会の委員 回答数120人】

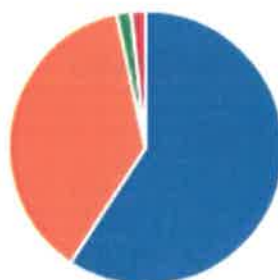
学校運営協議会の委嘱を受けて、やりがいを感じていますか。

● 1 とても感じている	48
● 2 やや感じている	64
● 3 あまり感じていない	7
● 4 感じていない	1



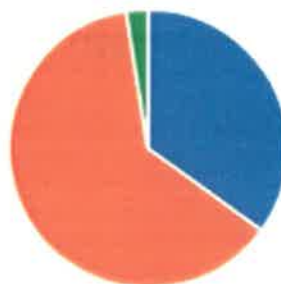
学校運営協議会の委員になり、校長、教頭、教職員と連携やコミュニケーションをとりやすくなりましたか。

● 1 とても感じている	71
● 2 やや感じている	45
● 3 あまり感じていない	2
● 4 感じていない	2



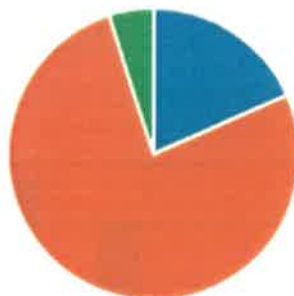
学校運営協議会を通して、学校教育目標や学校運営の基本方針は把握できましたか。

● 1 十分把握している	42
● 2 ある程度把握している	75
● 3 あまり把握していない	3
● 4 把握していない	0



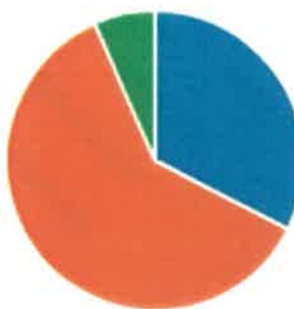
学校運営協議会を通して、学校の活動や児童生徒の様子、学校が抱えている課題などを把握できましたか。

● 1 十分把握している	22
● 2 ある程度把握している	92
● 3 あまり把握していない	6
● 4 把握していない	0



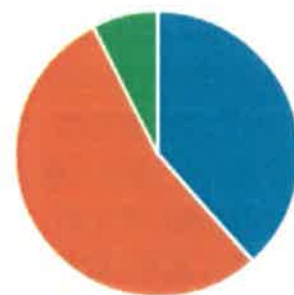
学校運営協議会を通して、学校や学校運営に必要な支援等について十分な協議が行われていますか。

● 1 あてはまる	39
● 2 どちらかといえばあてはまる	73
● 3 どちらかといえばあてはまらない	8
● 4 あてはまらない	0



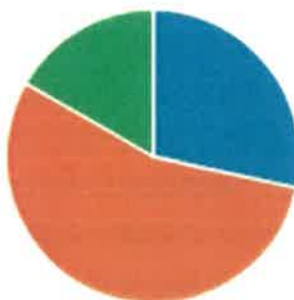
学校運営協議会を通して、地域と学校が情報共有するようになりましたか。

● 1 あてはまる	46
● 2 どちらかといえばあてはまる	65
● 3 どちらかといえばあてはまらない	9
● 4 あてはまらない	0



学校運営協議会を通して、学校教育活動への参加や子ども達への学習指導支援がしやすくなりましたか。

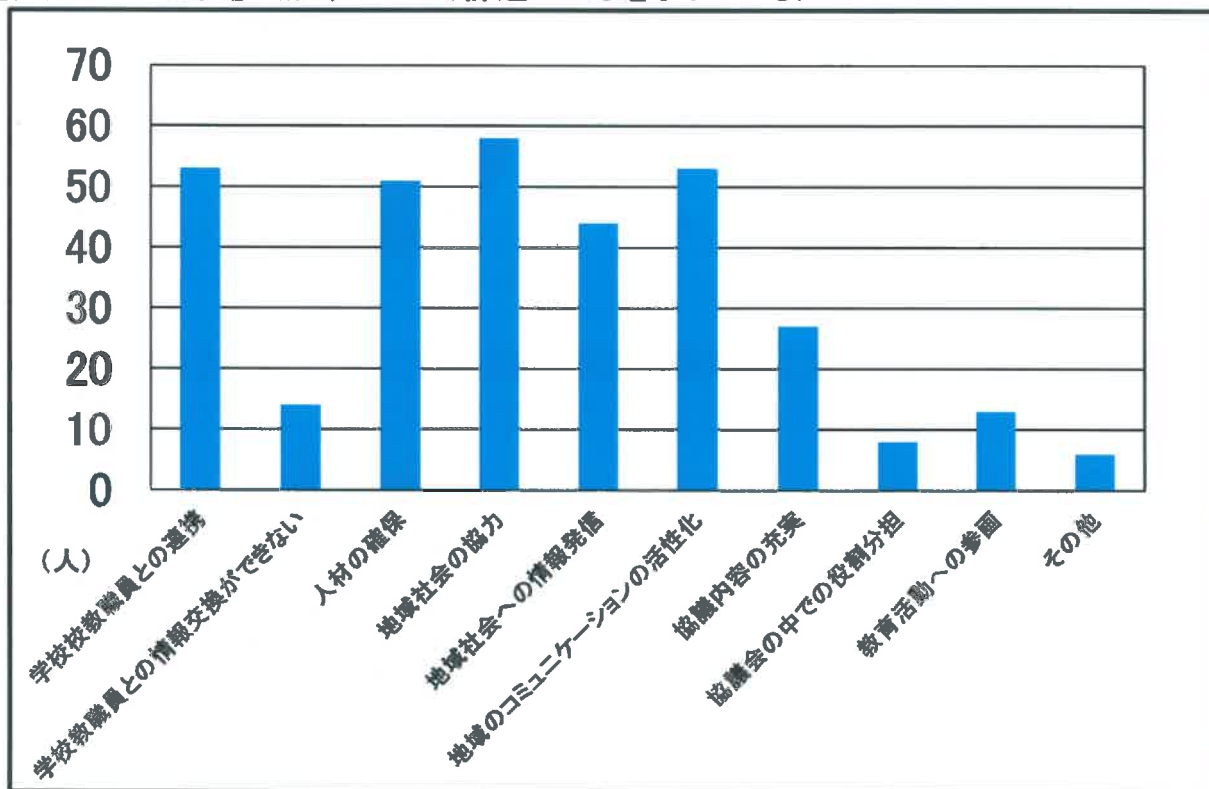
● 1 あてはまる	34
● 2 どちらかといえばあてはまる	66
● 3 どちらかといえばあてはまらない	20
● 4 あてはまらない	0



学校運営協議会の運営について、今後の課題としてとらえているものは何ですか。

(複数回答可)

【委員からの意見】(成果には○、課題には●を示している)



- 校長先生をはじめ教頭先生とも情報が共有出来ている。
- 学校や地域の子どもたちの様子に触れる機会となり意義を感じる。
- 運営協議会を通じ、習志野市及び学校との連帯感を感じ、やりがいがある。
- 校長先生の教育の方針の説明をパワーポイントでしてくださりわかりやすかった。
- 今年度、初めて委員を勤め、学校の教育活動の様子も良くわかった。学校と双方の協力が大切であり、地域で協力出来ることはまだまだあると思う。
- 保護者の負担を減らすため、副教材の購入見直し、算数セットの寄付を募る等、良い取組だと思った。長年、評議会に出席していたが、初めてで新鮮であった。
- もう少し議論・協議の時間を設け、課題に対する解決策を模索・判断出来る組織であるべきだと考える。
- 先生達は、年々業務が増加しているため、負担にならないような協議会のあり方が必要かと思う。
- 地域や保護者の意見、考え方と、学校側との橋渡しができればと思う。管理職の先生方とも、もう少しゆっくりお話しを伺いつつ、協議できる時間をいただければと思う。
- 委員の意識向上をはかるために研修があるが、県の研修は仕事上の為参加出来ない方が多い。研修内容は非常に良いので、何か良い方法を考えて頂きたい。
- 協議会と学校との協議から直ちに必要・改善と結論された学校設備・備品等を購入・改善する為の予算を確保してもらいたい。

2. 令和5年度の地域学校協働本部について

(1) 推進員の選定及び地域連携推進担当教職員の配置について

地域住民と学校との情報共有を図り、連絡調整等を行う推進員を学校長より推薦いただいた。また、推進員と連絡・調整を円滑に行うため学校側の窓口として地域連携推進担当教職員を配置した。

(2) 実施状況について

各校の推進員と地域連携推進担当教職員を対象とする「地域学校協働本部連絡会議」を年2回実施し、各学校における取組事例の共有や推進員同士の交流を図った。

【令和5年度 地域学校協働本部連絡会議の実施状況】

第1回 令和5年5月10日

第2回 令和6年2月21日

(3) 地域学校協働本部連絡会議の議題内容

第1回	第2回
地域学校協働活動推進員の紹介 地域学校協働活動ガイドラインについて 地域学校協働活動に係る補償制度について 青少年センターよりお知らせ コミュニティ・スクールグランドデザインの作成について 分科会	地域学校協働活動年間報告について コミュニティ・スクールグランドデザインについて 地域学校協働活動アンケート結果について 推進交流会

(4) 地域学校協働本部に関するアンケート結果

(令和5年9月中旬～令和5年12月上旬)

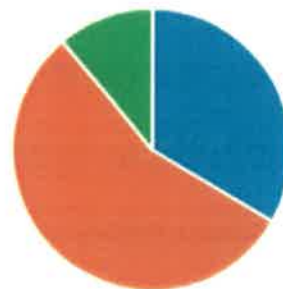
① 学校職員へのアンケート

【実施対象: 学校教職員 回答数27人】

※複数の教職員が回答した学校があるため、回答数は実際の学校数とは異なる

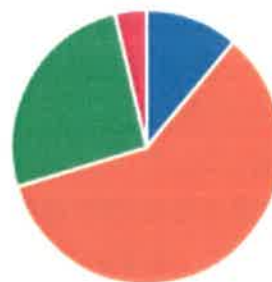
地域学校協働活動推進員を配置してよかったと思いますか。

● 1 とてもそう思う	9
● 2 ややそう思う	15
● 3 あまり思わない	3
● 4 全く思わない	0



教職員は地域学校協働活動の概要や取り組みについて、理解していますか。

- 1 全ての教職員が理解している 3
- 2 ある程度理解している 16
- 3 特定の教職員のみ理解している 7
- 4 あまり理解していない 1



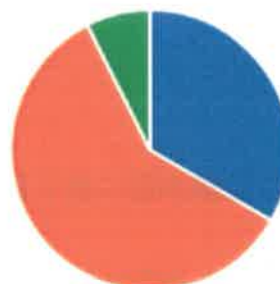
教職員は地域学校協働活動推進員と連携を図っていると思いますか。

- 1 頻繁に図っている 2
- 2 図っている 15
- 3 あまり図っていない 8
- 4 図っていない 2



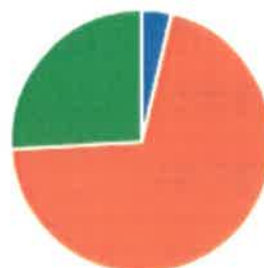
地域学校協働活動は、学校教育目標の達成や教育課題の解決に効果があると思いますか。

- 1 十分効果が得られると思う 9
- 2 ある程度効果があると思う 16
- 3 あまり効果は得られないと思う 2
- 4 効果は得られないと思う 0



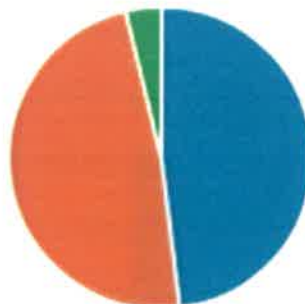
地域学校協働活動を推進していくことで、学校における働き方改革につながると思いますか。

- 1 つながると思う 1
- 2 ある程度つながると思う 19
- 3 あまりつながらないと思う 7
- 4 つながらないと思う 0



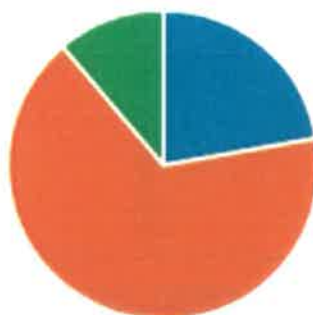
地域住民と交流することにより、子どもたちのコミュニケーション能力の向上につながると
 思いますか。

- 1 つながると思う 13
- 2 ある程度つながると思う 13
- 3 あまりつながらないと思う 1
- 4 つながらないと思う 0

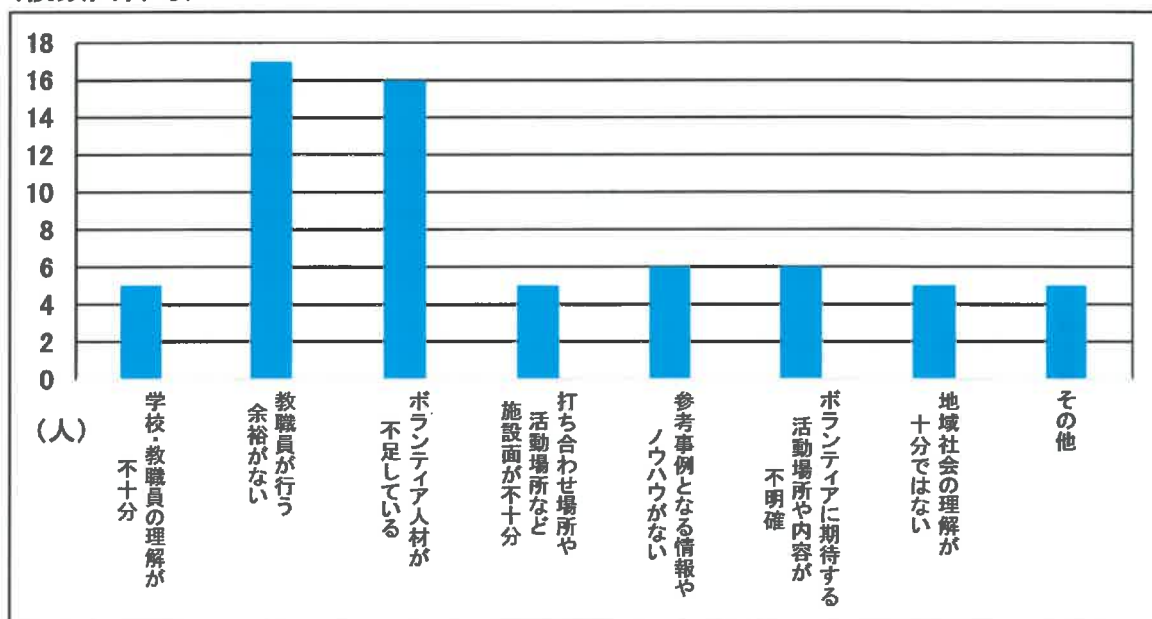


学校運営協議会では、地域学校協働活動について議論していますか。

- 1 よく議論している 6
- 2 議論したことがある 18
- 3 あまり議論にならない 3
- 4 議論にならない 0



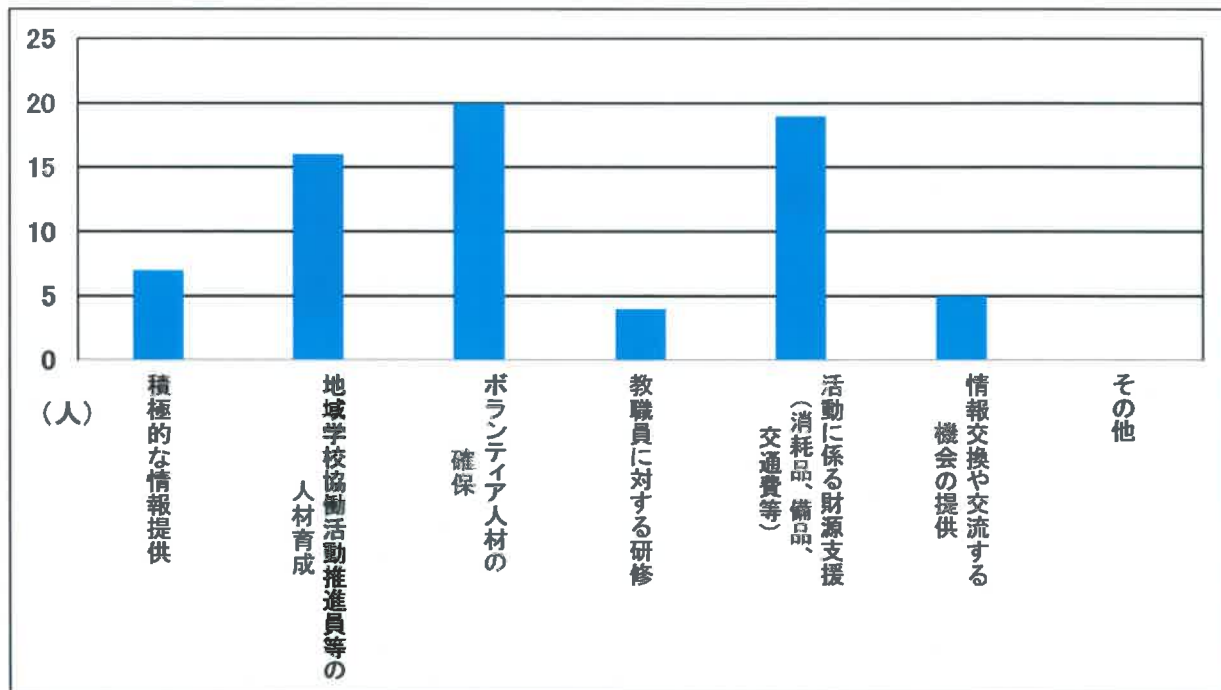
地域学校協働活動を実施する上で、課題として捉えているものは何ですか。
 (複数回答可)



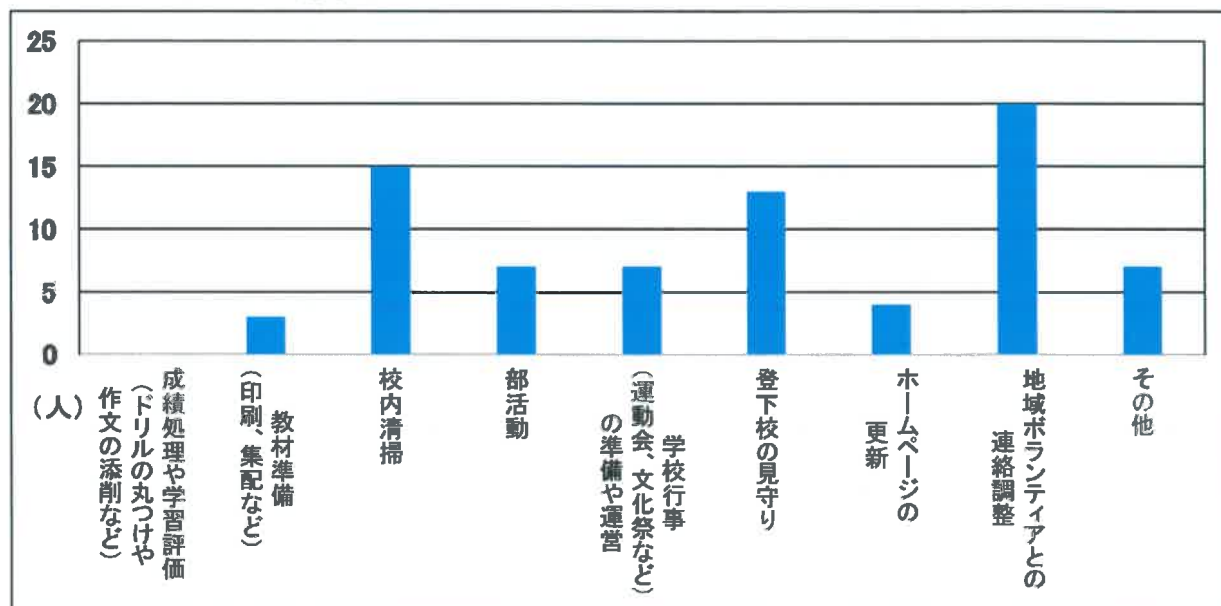
※その他の回答

- ・推進員の選出
- ・考えの折り合い
- ・教頭の負担軽減
- ・活動費がない
- ・活動にあたっての予算が確保されていない

地域学校協働活動を実施する上で、希望する支援策をお聞かせください。(複数回答可)



現在、教職員が実施している作業で、今後地域学校協働本部へ依頼しようと考えているものは何ですか(複数回答可)



※その他の回答

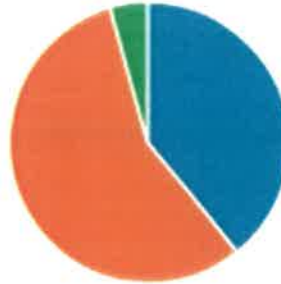
- ・休日の動物飼育
- ・休日の飼育小屋の管理
- ・週休日における小動物の世話
- ・職場体験学習の受け入れ
- ・体験活動の補助
- ・長寿命化工事に伴う引越し作業
- ・地域向けお手紙の配布

②地域学校協働推進員へのアンケート

【実施対象：地域学校協働活動推進員 回答数23人】

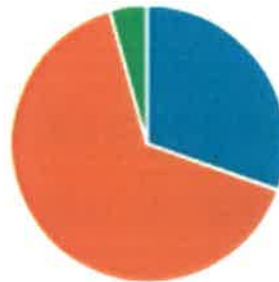
地域学校協働活動推進員の委嘱を受けて、やりがいを感じていますか。

● 1 とても感じている	9
● 2 やや感じている	13
● 3 あまり感じていない	1
● 4 感じていない	0



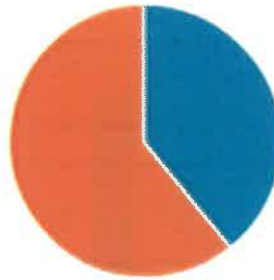
学校とのコミュニケーションは図られていると思いますか。

● 1 十分図られていると思う	7
● 2 ある程度図られていると思う	15
● 3 あまり図られていない	1
● 4 図られていない	0



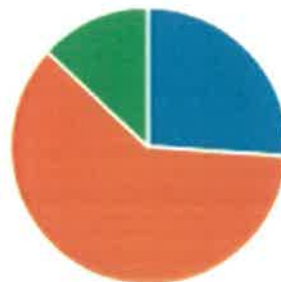
当該学校の教育目標や学校経営目標を理解していますか。

● 1 十分理解している	9
● 2 ある程度理解している	14
● 3 あまり理解していない	0
● 4 理解していない	0



地域学校協働活動は、学校教育目標の達成や教育課題の解決に効果があると思いますか。

● 1 十分効果が得られると思う	6
● 2 ある程度効果があると思う	14
● 3 あまり効果は得られないと思う	3
● 4 効果は得られないと思う	0



地域学校協働本部連絡会議で取り上げてもらいたい内容等についてお聞かせください。

● 1 各校の活動事例	10
● 2 他市の取組	5
● 3 地域学校協働活動推進員の役割等について	6
● 4 特になし	0
● その他	2

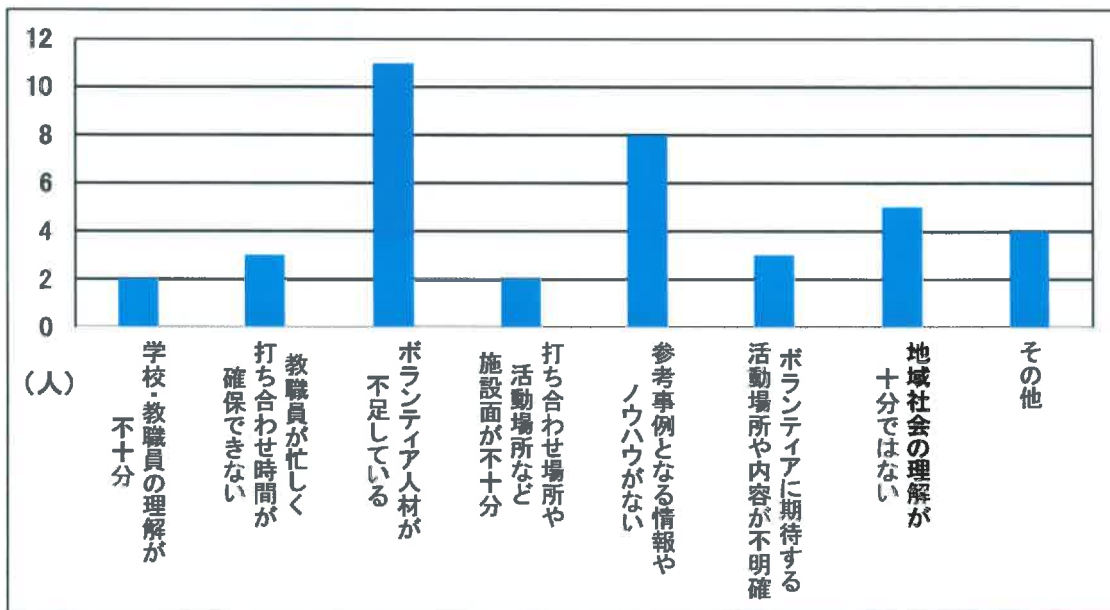


地域学校協働活動推進員の謝金(年額 10,000 円上限)は、活動に対する妥当な金額であると思いますか。

● 1 妥当な金額であると思う	10
● 2 妥当な金額でないと思う	2
● 3 どちらともいえない	11



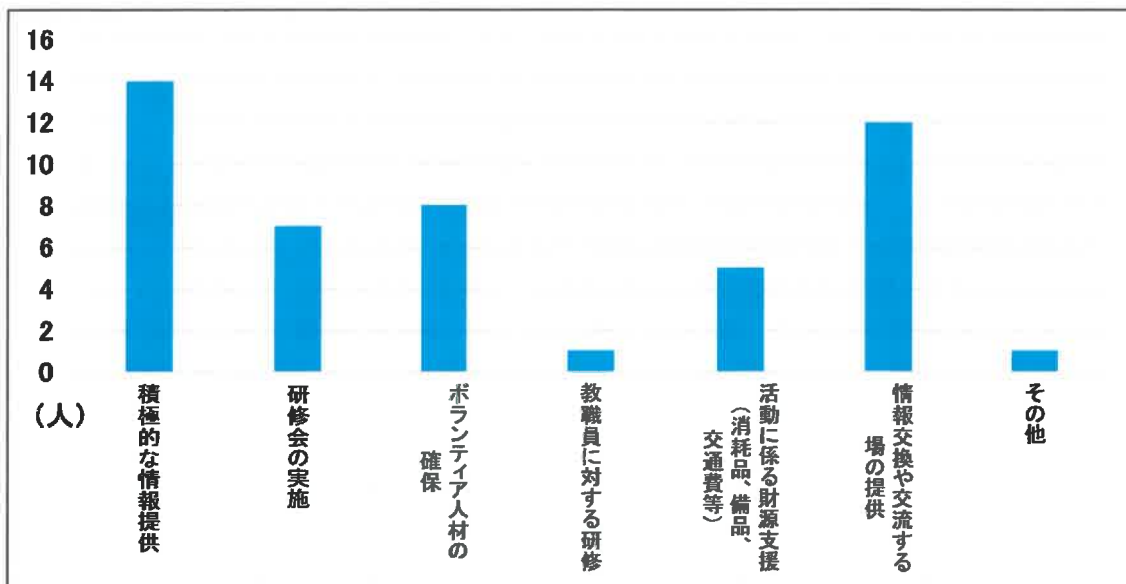
地域学校協働活動を実施する上で、課題として捉えているものは何ですか。
(複数回答可)



※その他の回答

- ・活動費が出ないこと
- ・活動資金が無い
- ・担任の先生にも理解されているか知りたい
- ・ボランティア活動との線引き

地域学校協働活動を実施する上で、希望する支援策をお聞かせください。(複数回答可)



※その他の回答

- ・各学年教職員との支援活動打ち合わせの場を提供してほしい

【学校及び推進員からの意見】 (成果には○、課題には●を示している)

学校からの意見

- 推進員の方とは連絡、協力の関係が取れていると感じている。まだ手探りのところがあり、より良い協力関係のあり方について模索していきたい。
- 今までも推進員の方が非常によく活動してくださっていたが、より積極的に活動してくれている。
- 地域学校協働活動は地域の方々の理解と協力が必要となるので、市の関係機関がもっと関わっていただけると助かる。
- 子ども達のためには意義は大変ある。現状では、昨年と初年度は学校主体であったが、なかなかその主体が移行できないのではないかと思う。
- 学校とボランティアとの連携を担える方、その時間的余裕のある方が、推進員として必要だと思う。また、社会福祉協議会などの関係機関も推進員を介さず、直接学校に交渉にいらっしゃるので、各機関への周知も必要である。
- 地域の人材を確保することが最大の課題である。内容によっては高齢化も進んでおり、世代交代も必要だと考えている。
- 地域学校協働活動推進員の人選や連絡事項の伝達などを学校が行う必要があり、どのように活動を進めていくか、ノウハウもないため、支援やアドバイスをいただけるとありがたい。
- 各団体との連絡調整は学校が行なっています。「本部」として機能するには、まだ時間がかかると認識している。

推進員からの意見

- 年間を通してラジオ体操を町会が資金や人を応援してくれている。その事を校長先生や教頭先生、担任の先生にもお伝えしたい。夏休みには、子供達が集まりラジオ体操をし、子ども達の父母も集まり仲良くなっている。顔見知りになることは、防災や普段の見守りにも繋がると思う。そういう報告を学校にお届けしたい。
- 各学校の特徴に合わせた活動が望ましいと思う。袖ヶ浦西小では鹿を飼育している。鹿を通じての交流もある。30年以上続く8月の校庭の草刈りを中心とした環境整備「袖ピカ」がある。毎年地域の方々、学校開放利用団体、PTAの方々等200人近い方々が参加してくれている。これこそ地域学校協働活動だと思う。これからも継続して行きたい。
- 千葉県教育庁より案内のあった、地域コーディネーター向けの研修はとても充実した内容だった。短期間でコミュニティスクールやコーディネーターに対する理解度が高まった。それにより、自分の立ち位置も明確になり、学校、地域との協働もスムーズに運び、互いの信頼度も増したと思う。特に学校に於いては、校長、教頭、自分との連携がスムーズで今後の発展が大いに期待出来るような感じがあり、出来れば職員異動などで大きく体制が変わらない事を希望する。
- 活動費が1年間で10000円とありますが、活動時間すべてまとめると10000円ではおさまらないと思います。活動している分だけ出してもらいたい。腕章購入費もまかなえないので活動費を出してもらえよう来年度から検討していただきたい。
- どのような形で活動したら良いのか、まだ手探り状態である。本来学校に常駐してもっと教員とのコミュニケーションを密にすべきなのかとも思う。学校の思いに応えられているのか不安である。
- 地域ボランティアに多くの方が登録してくれているが、なかなか活動の場がない。せっかく登録してくださっているのもう少し活動の案内ができるよう考えていきたい。
- 自分自身の課題として、具体的に何をしていけばよいかはまだ見えていない。教頭先生と情報を共有しながらできることを見つけていきたい。
- 協働活動の内容を皆さんで共有出来るかが心配である。
- 出張等で参加できない場合が多く心苦しい。オンライン会議の導入など検討してほしい。

3. 成果と課題について

【成果】

- ・学校運営方針への地域の理解が深まった。
- ・地域の委員の方が学校の活動や児童生徒の様子や学校の課題等を把握できた。
- ・学校と地域の委員の方との連携やコミュニケーションがとりやすくなった。

【課題】

- ・学校運営に協力・参画する人材を発掘していく。
- ・情報発信・提供を積極的に行い、地域が参画しやすい学校環境づくりを行う。
- ・学校教育活動への参加や児童生徒の学習支援の機会を増やしていく。
- ・管理職だけでなく他の学校教職員への周知を図っていく。

コミュニティスクール実施状況について



令和6年3月27日(水)
習志野市 学校教育部 指導課
生涯学習部 社会教育課

コミュニティスクールとは

学校運営協議会を設置している学校のこと。

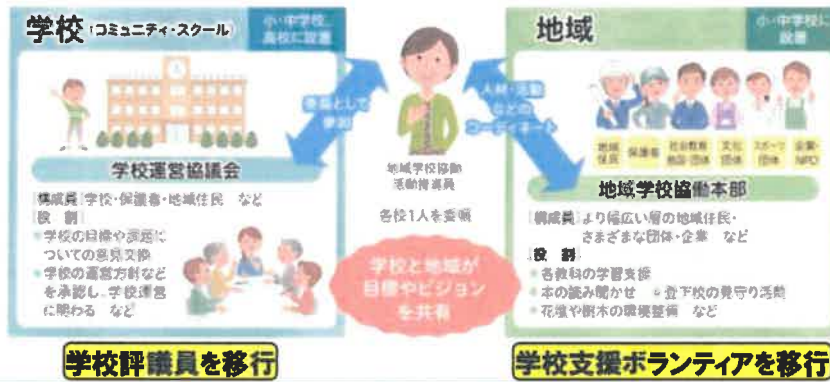
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



地域との連携を高めるために

学校運営協議会と地域学校協働本部

「地域学校協働本部」を置き一体的に推進することを国が推奨



3

習志野市コミュニティスクールについて

習志野市が推進している「コミュニティスクール」は、地域の皆様と学校が一緒になって子どもたちの教育を担っていくという考え方で、平成18年、千葉県で初めて小学校でスタートしたこの取り組みが、令和5年4月から市内すべての公立小・中学校、高校で始まります。

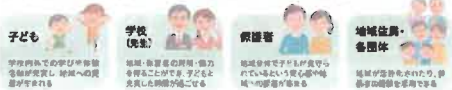
① コミュニティ・スクールとは？

子どもたちを取り囲む環境は日々変化しています。教育とは本来、学校だけで、地域が育つ社会や保護者が育つ家庭環境の3つが密着して行われるものです。学校と地域が一緒になって子どもたちの成長を支えていくという考えに基づき、各学校に「学校運営協議会」を設置し、設置された学校を「コミュニティスクール」と呼びます。



② どんなことが期待されている？

地域の皆さんが学校運営に参加することで、学校への理解と信頼が高まるとともに、学校も地域のニーズを把握することができます。お互いの信頼や知識を共有することで、学校・地域を活性化します。次のような効果が期待されています。



令和5年度より
市内の全ての
小・中・高等学校で
学校運営協議会を
設置した。

4

コミュニティスクールの全校導入

委員の選定について

学校評議員をベース
に移行



委員 10名
非常勤特別職
として任命
任期 1年

構成委員

- ①学校職員
- ②放課後子供教室コーディネーター
- ③地域学校協働活動推進員
- ④学識経験者(元校長、大学教授)
- ⑤地域住民
- ⑥保護者
- ⑦その他

学校支援ボランティアを移行

5

学校運営協議会の議題

必須

- ① 会長及び副会長の選出
- ② 学校運営方針の承認
- ③ 地域学校協働活動について
(情報交換や報告、人材発掘等)
- ④ 使用教材についての協議
- ⑤ 学校関係者評価について

任意(例)

- ① 学校運営や学校施設についての意見
- ② 「教職員の任用」に関する意見など

6

学校運営協議会の内容



各学校 4回 実施

【議題の例】

- 学校運営方針の承認
- 使用教材について協議
 - 保護者負担軽減のため
算数教材や音楽、図工の用具
などの削減が提案
- 地域の行事について
 - 地域行事へ児童生徒が参加
ボランティア活動を協働して行う
- 地域のパトロールについて
 - 参加した人に腕章を配付する
- 地域の防災について
- ICTの利活用について
- 学校関係者評価について

7

学校運営協議会から地域へ



学校運営協議会



地域学校協働活動推進員

へ協力要請

- 地域学校協働活動推進員の方が地域のネットワークを通じ
 - 多くの事業所を紹介
- 協力をしてくださった事業所にステッカー配付

8

各校の地域学校協働活動



地域学校協働活動

【学習支援】

- ・袖ヶ浦西小
ミシン学習の補助
- ・袖ヶ浦東小
地域と連携した
防災学習
- ・向山小
伝統行事を
地域の方が教える

9

各校の地域学校協働活動



地域学校協働活動

【見守り、事務作業】





- ・秋津小
学校HPの更新
- ・第四中学校
給食ワゴンの
見守り

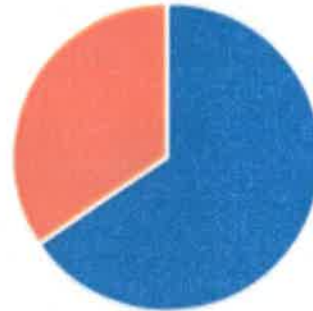
10

学校運営協議会に関するアンケート 習志野市 Narashino City

【学校職員回答】

Q 学校運営協議会を通して、学校教育目標や学校運営の基本方針への理解は図れましたか。





 1 あてはまる	19
 2 どちらかといえばあてはまる	10
 3 どちらかといえばあてはまらない	0
 4 あてはまらない	0

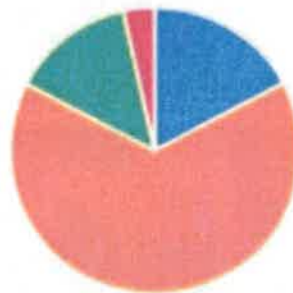


11

 習志野市
Narashino City

Q 学校運営協議会を通して、学校と保護者・地域の連携した取組が行えるようになりましたか。

 1 あてはまる	5
 2 どちらかといえばあてはまる	19
 3 どちらかといえばあてはまらない	4
 4 あてはまらない	1







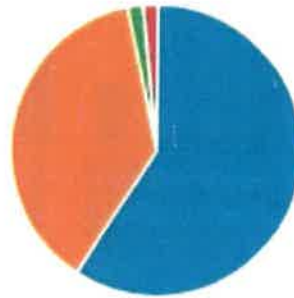
12

学校運営協議会に関するアンケート 習志野市 Varashino City

【委員回答】





Q 学校運営協議会の委員になり、校長、教頭、教職員と連携やコミュニケーションをとりやすくなりましたか。

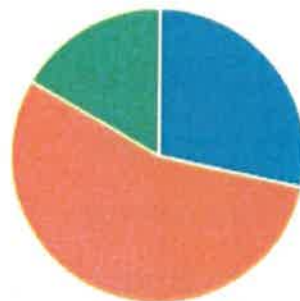
	1 とても感じている	71
	2 やや感じている	45
	3 あまり感じていない	2
	4 感じていない	2



13

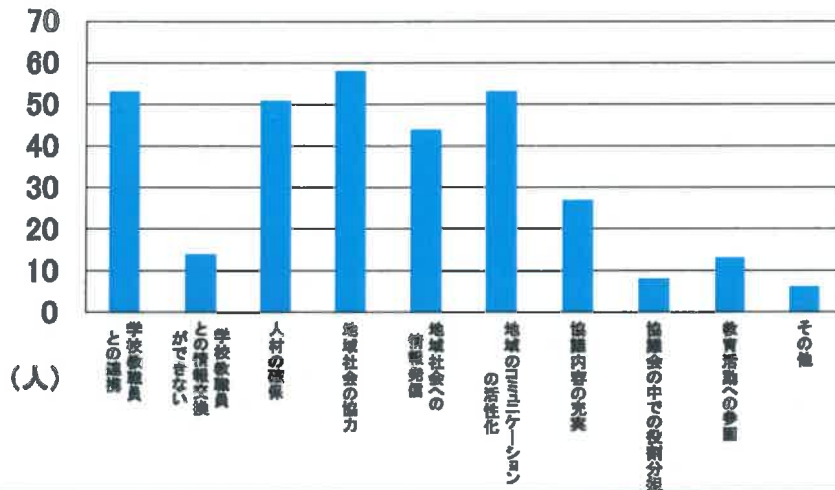
Q 学校運営協議会を通して、学校教育活動への参加や子ども達への学習指導支援がしやすくなりましたか。

	1 あてはまる	34
	2 どちらかといえばあてはまる	66
	3 どちらかといえばあてはまらない	20
	4 あてはまらない	0



14

Q4 学校運営協議会の運営について、今後の課題としてとらえているものは何ですか。(複数回答可)



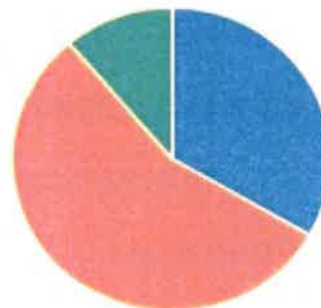
15

地域学校協働活動に関するアンケート

【学校回答】

Q 地域学校協働活動推進員を配置してよかったと思いますか。

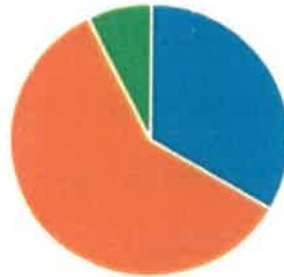
- 1 とてもそう思う 9
- 2 ややそう思う 15
- 3 あまり思わない 3
- 4 全く思わない 0



16

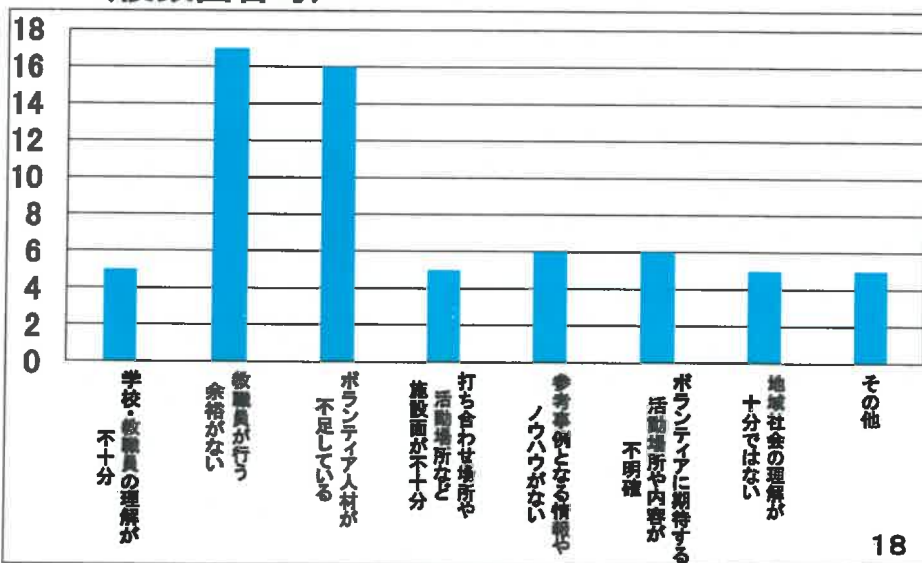
Q 地域学校協働活動は、学校教育目標の達成や教育課題の解決に効果があると思いますか。

- 1 十分効果が得られると思う 9
- 2 ある程度効果があると思う 16
- 3 あまり効果は得られないと思う 2
- 4 効果は得られないと思う 0



17

Q 地域学校協働活動を実施する上で、課題として捉えているものは何ですか。
(複数回答可)

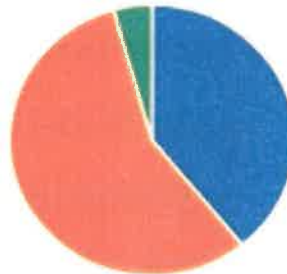


18

地域学校協働活動に関するアンケート

Q 地域学校協働活動推進員の委嘱を受けて、
やりがいを感じていますか。 【推進員回答】

● 1 とても感じている	9
● 2 やや感じている	13
● 3 あまり感じていない	1
● 4 感じていない	0



19

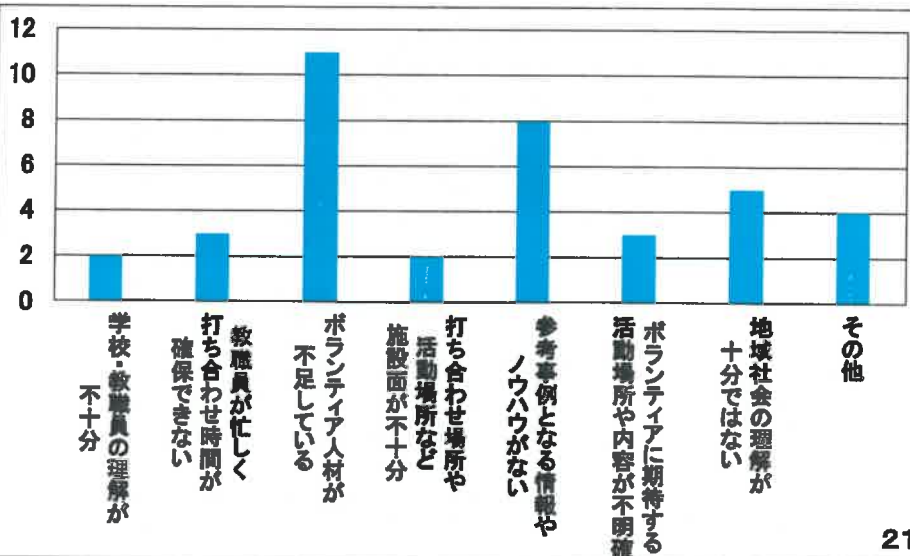
Q 地域学校協働活動は、学校教育目標の達成
や教育課題の解決に効果があると思いますか。

● 1 十分効果が得られると思う	6
● 2 ある程度効果があると思う	14
● 3 あまり効果は得られないと思う	3
● 4 効果は得られないと思う	0

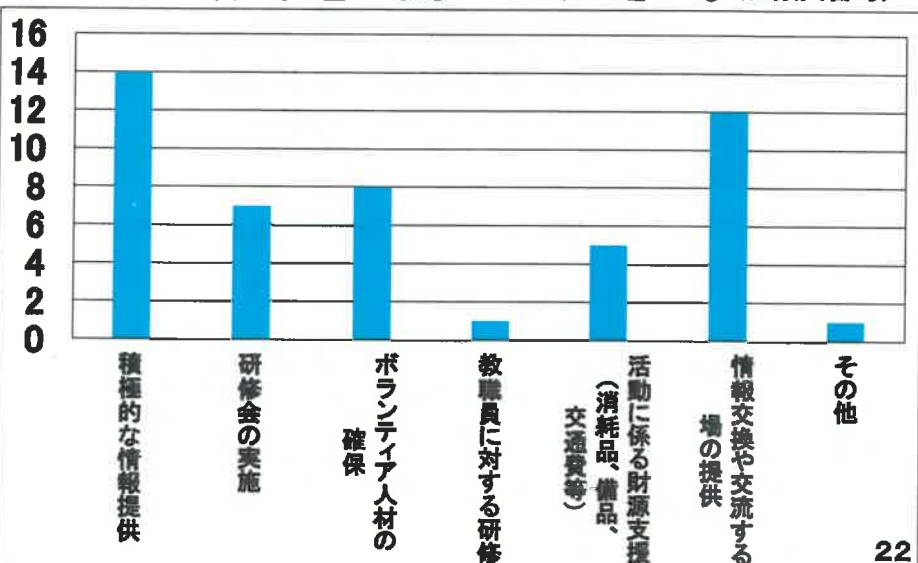


20

Q 地域学校協働活動を実施する上で、課題として捉えているものは何ですか。(複数回答可)



Q 地域学校協働活動を実施する上で、希望する支援策をお聞かせください。(複数回答可)



今年度の成果と課題

【成果】

学校運営方針への理解

学校の課題、児童生徒の
課題把握

学校との連携

より強い連携や協働へ

【課題】

人材発掘

参画しやすい学校環境
学習支援の機会を増やす

地域への情報発信

23

次年度の取組

①人材育成

- ・推進員の交流会、推進員向けの研修会
- ・管理職以外の学校教職員への周知
- ・県研修の活用

地域学校協働本部連絡会議



県研修(地域学校協働本部参観)



24

②人材発掘

・商業施設でのグランドデザインの展示

展示場所:モリシア津田沼

展示期間:令和6年11月14日(木)

~令和6年11月20日(水)

市庁舎

広報掲示板



③財源支援

・活動に係る消耗品費の支給

各校に消耗品費として

30,000円を支給

コミュニティスクール実施状況について



議案第8号

習志野市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について

習志野市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和6年3月27日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市立向山こども園の設置及び習志野市立向山幼稚園の廃止に伴い改正するものである。

習志野市教育委員会規則第 号

習志野市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(習志野市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 習志野市教育委員会公印規則(昭和44年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1第6号の表11の項及び12の項を削る。

別表第2第6号の表11の項及び12の項を削る。

(習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則(昭和49年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表幼稚園・こども園の部谷津幼稚園向山幼稚園津田沼幼稚園藤崎幼稚園の項及び同表備考中「向山幼稚園」を「向山こども園」に改める。

(習志野市立幼稚園管理規則の一部改正)

第3条 習志野市立幼稚園管理規則(昭和41年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第17条の表習志野市立向山幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第1条 習志野市教育委員会公印規則（昭和44年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行		改正後（案）												
別表第1	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 幼稚園</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>公印の名称</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>習志野市立向山幼稚園印</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>習志野市立向山幼稚園長印</td> </tr> </table>	番号	公印の名称	略	略	11	習志野市立向山幼稚園印	12	習志野市立向山幼稚園長印	<p>別表第1</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 幼稚園</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>公印の名称</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>削る</p> <p>削る</p>	番号	公印の名称	略	略
番号	公印の名称													
略	略													
11	習志野市立向山幼稚園印													
12	習志野市立向山幼稚園長印													
番号	公印の名称													
略	略													
別表第2	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 幼稚園</p> <p>1～10 略</p> <table border="1"> <tr> <td>11</td> <td>習志野市立向山幼稚園 23ミリメートル 丸平方</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>習志野市立向山幼稚園長 20ミリメートル 丸平方</td> </tr> </table>	11	習志野市立向山幼稚園 23ミリメートル 丸平方	12	習志野市立向山幼稚園長 20ミリメートル 丸平方	<p>別表第2</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 幼稚園</p> <p>1～10 削る</p> <p>略</p> <p>削る</p>								
11	習志野市立向山幼稚園 23ミリメートル 丸平方													
12	習志野市立向山幼稚園長 20ミリメートル 丸平方													

第2条 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行

別表（第2条）		通学区域・通園区域
区分	学校等の名称	
幼稚園	稚谷津幼稚園	略
	こ向山幼稚園	
	ども津田沼幼稚園	
	園 藤崎幼稚園	
	略	
備考		
<p>1 谷津幼稚園、<u>向山幼稚園</u>、津田沼幼稚園、藤崎幼稚園の通園区域は、東習志野こども園、杉の子こども園、大久保こども園、袖ヶ浦こども園、新習志野こども園に通園させることができる。</p> <p>2 谷津幼稚園、<u>向山幼稚園</u>、津田沼幼稚園、藤崎幼稚園の通園区域のうち、藤崎7丁目、鷺沼2丁目13番～19番、鷺沼台1丁目・2丁目の区域は、大久保東幼稚園、屋敷幼稚園に通園させることができる。</p> <p>3 大久保東幼稚園、東習志野こども園、屋敷幼稚園、杉の子こども園、大久保こども園の通園区域のうち、大久保1丁目・3丁目、本大久保1丁目6番～12番、藤崎5丁目2番～5番、8番、12番～15番・6丁目、泉町1丁目1番の区域は、谷津幼稚園、<u>向山幼稚園</u>、津田沼幼稚園、藤崎幼稚園に通園させることができる。</p>		

改正後（案）

別表（第2条）		通学区域・通園区域
区分	学校等の名称	
幼稚園	稚谷津幼稚園	略
	園・こ向山こども園	
	ども津田沼幼稚園	
	園 藤崎幼稚園	
	略	
備考		
<p>1 谷津幼稚園、<u>向山こども園</u>、津田沼幼稚園、藤崎幼稚園の通園区域は、東習志野こども園、杉の子こども園、大久保こども園、袖ヶ浦こども園、新習志野こども園に通園させることができる。</p> <p>2 谷津幼稚園、<u>向山こども園</u>、津田沼幼稚園、藤崎幼稚園の通園区域のうち、藤崎7丁目、鷺沼2丁目13番～19番、鷺沼台1丁目・2丁目の区域は、大久保東幼稚園、屋敷幼稚園に通園させることができる。</p> <p>3 大久保東幼稚園、東習志野こども園、屋敷幼稚園、杉の子こども園、大久保こども園の通園区域のうち、大久保1丁目・3丁目、本大久保1丁目6番～12番、藤崎5丁目2番～5番、8番、12番～15番・6丁目、泉町1丁目1番の区域は、谷津幼稚園、<u>向山こども園</u>、津田沼幼稚園、藤崎幼稚園に通園させることができる。</p>		

第3条 習志野市立幼稚園管理規則（昭和41年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行		改正後（案）																													
<p>(定員)</p> <p>第17条 幼児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野市立谷津幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立津田沼幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立屋敷幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立藤崎幼稚園</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立大久保東幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立向山幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> </tbody> </table>		幼稚園名	定員	習志野市立谷津幼稚園	210人	習志野市立津田沼幼稚園	210人	習志野市立屋敷幼稚園	210人	習志野市立藤崎幼稚園	140人	習志野市立大久保東幼稚園	210人	習志野市立向山幼稚園	210人	<p>(定員)</p> <p>第17条 幼児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野市立谷津幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立津田沼幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立屋敷幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立藤崎幼稚園</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>習志野市立大久保東幼稚園</td> <td>210人</td> </tr> <tr> <td>削る</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		幼稚園名	定員	習志野市立谷津幼稚園	210人	習志野市立津田沼幼稚園	210人	習志野市立屋敷幼稚園	210人	習志野市立藤崎幼稚園	140人	習志野市立大久保東幼稚園	210人	削る	
幼稚園名	定員																														
習志野市立谷津幼稚園	210人																														
習志野市立津田沼幼稚園	210人																														
習志野市立屋敷幼稚園	210人																														
習志野市立藤崎幼稚園	140人																														
習志野市立大久保東幼稚園	210人																														
習志野市立向山幼稚園	210人																														
幼稚園名	定員																														
習志野市立谷津幼稚園	210人																														
習志野市立津田沼幼稚園	210人																														
習志野市立屋敷幼稚園	210人																														
習志野市立藤崎幼稚園	140人																														
習志野市立大久保東幼稚園	210人																														
削る																															

議案第9号

習志野市第2次学校施設再生計画の令和5年度見直しについて

習志野市第2次学校施設再生計画を別記のように改訂する。

令和6年3月27日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

令和2年度から令和7年度までを計画期間とする習志野市第2次学校施設再生計画について、別紙のとおり見直しを行い、改訂するものである。

習志野市第2次学校施設再生計画 令和5年度見直し(案) 令和6年3月27日

1. 令和5年度見直しについて

習志野市第2次学校施設再生計画(以下「計画」という。)の計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間であり、計画期間の中間時点である令和4年度に中間見直しを行いました。

その後、更に学校施設の整備について検討を進め、その検討結果を計画に反映させるため、改めて見直しを行うものです。

2. 令和5年度見直しの内容

(1) 体育館への空調設備の早期設置について

令和4年度の中間見直しでは、「特別教室の空調設備の設置後に検討する」としていましたが、令和7年度までに小中高等学校の体育館へ空調設備を設置することとします。

【目的】

どのような気象条件においても、すべての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるようになります。また、災害発生時にも教育活動を可能な限り継続あるいは早期に再開できるとともに、避難所として利用される場合も含め、年齢や障がいの有無等にかかわらず、地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができるようにします。

～参考～

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日内閣官房)

・気象災害、大地震、インフラの老朽化に対応し、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するために令和3年度～令和7年度の間重点的に取り組む123の対策。公立小中学校施設の防災機能強化対策や老朽化対策についても含まれている。

・公立小中学校の体育館への空調設備の設置率については、令和7年度までに35%、令和17年度までに95%の目標が示されている。(令和5年度時点で、本市の設置率は0%)

(2) 給食室の整備について

給食室の整備については、センター方式の学校についても、増築や建替等により給食調理室を配置し、自校方式化を進めてきました。今後は、別添「学校給食のあり方について」に基づき、小学校の建替等を行う際は、設計時に自校方式とセンター方式を比較検討し、給食室の整備の要否を判断することとします。

【目的】

「習志野市公共施設等総合管理計画」の基本方針の一つである行財政運営状況を考慮したトータルコストの縮減、平準化を図ります。また、平成31年に竣工及び稼働した現在の学校給食センターを活用し、自校式と変わらないおいしい給食の提供を継続します。

学校給食のあり方について

1. 概要

「習志野市公共施設等総合管理計画」の基本方針では「学校の施設整備にあたっては、社会経済状況の変化に適切に対応するため、今後の市内の開発動向や将来的な人口減少、少子化の進行、厳しさを増す財政状況など、本市の行財政運営状況を考慮する」とされている。

学校給食については、これまで自校式を前提とし給食施設の整備等を行ってきたが、今後の本市を取り巻く環境を見据えた中で、給食業務についても、この方針を前提とし学校給食のあり方について検討を行う必要があるものと判断し検討を行った。

2. 現状と課題

①学校給食センター

現在の学校給食センターは、小学校9校、幼稚園4園、県立習志野特別支援学校の給食の提供を行っている。運用開始から今年度末で5年経過することとなるが、従前の給食センターと異なり、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、小学校給食について、自校式の給食と遜色ない給食の提供が行えている状況である。

※新たに中学校の給食を提供することとなるとシステム改修などの課題がある。

②自校式給食校

自校式の学校には、各学校に栄養教諭・学校栄養職員を配置し、アレルギー対応や食育等の取り組みについてきめ細やかな対応を行っている。一方で、ここ数年の夏の猛暑の影響により、給食業務に携わる関係職員の労働環境改善に向け、給食室へのエアコン設置の必要性が高まっている。

③調理員の雇用

給食調理員については、調理業務に必要とする人数を確保するため、本市及び民間事業者において求人等を行うことがあるが、給食調理業務自体が体力を伴う業務であり、現状においても、雇用の確保に課題がある。今後、少子化により生産年齢人口が減少していく中、調理業務に必要とする全ての給食調理員の雇用確保ができるか不透明な状況である。

④児童生徒数

本市における小学校児童数は昭和58年、中学校生徒数は昭和61年をピークに減少しており、少子化が進んできた。近年、開発の影響もあり、児童生徒数は微増傾向にあるが、小学校児童数は令和5年頃から中学校児童数は令和10年頃から減少していくと推計している。

<小学校児童数推計>

(令和5年度推計値)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
学級数	348	348	338	340	340	330	322	317
人数	9,097	9,060	8,978	8,906	8,856	8,655	8,380	8,164

<中学校生徒数推計>

(令和5年度推計値)

年度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
学級数	147	151	150	142	138	136	129
人数	4,221	4,252	4,208	4,082	3,896	3,790	3,661

3. 検討内容

① コスト比較 ※提供食数500食程度の学校を想定

自校式		給食センター式	
項目	金額(千円)	項目	金額(千円)
整備費	110,000	運営備品費	12,100
★民間調理業務委託費	25,000	★運營業務費※ ³	27,038
★施設維持管理費※ ¹	263		
★人件費(栄養士)※ ²	7,200	★人件費(栄養士)	2,400
導入年度経費	142,463	導入年度経費	41,538
★単年度運営費	32,463	★単年度運営費	29,438

※1 給食設備関係の各学校への配当分(修繕100千円、備品購入65千円、グリスラップ清掃44千円、汚泥処理23千円 機器保守点検17千円 害虫駆除14千円)のみ記載。臨時の修繕費・備品費等は含めていない。

※2 市職員の平均給与額

※3 運營業務費には施設維持管理費も含まれる。

② 給食センター給食提供予定食数(小学校9校・幼稚園3園・県立特別支援学校分)

【令和5年度児童生徒数推計を基に集計】

年度	R5※ ¹	R6	R7	R8	R9	R10	R11
提供予定食数/日 (上限食数8,000食)	5,930	5,813	5,694	5,650	5,541	5,321	5,148

※1 令和5年度は幼稚園4園

◆学校給食センター

【竣工年月】 2019年3月

【PFI事業期間】 2017年度～2033年度(15年間)

③ アレルギー対応

学校給食センターにおけるアレルギー対応は、卵・牛乳・乳製品のみに対応(除去食)となっているが、対応可能な食数は80食(上限数)とされている。現状において全ての市立小・中学校における卵・牛乳・乳製品のアレルギー対応児童生徒数を考慮しても現状の上限数には満たない状況である。

令和6年1月末現在

	給食センター	自校式(小学校)	自校式(中学校)	合計
卵	11人	11人	5人	27人
牛乳・乳製品	4人	7人	3人	14人
卵・牛乳・乳製品	8人	6人	5人	19人
合計	23人	24人	13人	60人

4. 今後の方針

- ・建替時に学校給食センターの給食提供上限数(8,000食)等の状況及び当該校の児童生徒数の推移も考慮し、自校方式と給食センター方式を比較検討し給食室の整備の要否を判断することとする。
- ・中学校については、すでに全ての中学校が自校式となっていることや学校給食センターは中学校の給食提供は行っていないことなどから、現状のまま、自校式を維持することとする。

議案第10号

習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を別記のとおり制定する。

令和6年3月27日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市立幼稚園管理規則の様式の見直しに伴い、一部を改正するものである。

習志野市教育委員会規則第 号

習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

習志野市立幼稚園管理規則(昭和41年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第20条中「入園を希望する」を「幼児を入園させようとする」に改める。

第22条中「退園を希望する」を「幼児を退園させようとする」に、「退園願」を「退園届」に、「提出してその許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第23条第1項中「休園しようとする」を「幼児を休園させようとする」「休園願」を「休園届」に、「提出してその許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第24条中「幼児が復園しようとするとき」を「幼児を復園させようとする者」に、「復園願」を「復園届」に、「提出してその許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

別記第2号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第2号様式(第20条第1項)

入 園 願

年 月 日

習志野市立 園長 宛て

保護者 住 所
氏 名 (連名記入)

電話番号

次のとおり、園への入園を申し込みます。

ふりがな			男	年 月 日生	
幼児氏名				女	保護者との
			続		柄
幼児住所	<input type="checkbox"/> 保護者と同じ				
同居の家族	続柄	氏名(ふりがな)	年齢	職業・勤務先又は在校名・学年	
備考					

第3号様式(第22条)

園長	教頭	担任	事務

年 月 日

退 園 届

習志野市立 園長 宛て

保護者 住 所
氏 名 (連名記入)

電話番号

次のとおり、退園させたいので届け出ます。

ふりがな		年 月 日生	
幼児氏名		保護者との 続 柄	
		クラス名	
退園年月日	年 月 日		
退園理由	<input type="checkbox"/> 転 居 (転居先住所)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

第4号様式(第23条第1項)

園長	教頭	担任	事務

年 月 日

休 園 届

習志野市立 園長 宛て

保護者 住 所
氏 名 (連名記入)

電話番号

次のとおり、休園させたいので届け出ます。

ふりがな		年 月 日生	
幼児氏名		保護者との 続 柄	
		クラス名	
休園期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
休園理由			

第5号様式(第24条)

園長	教頭	担任	事務

年 月 日

復 園 届

習志野市立 園長 宛て

保護者 住 所
氏 名 (連名記入)

電話番号

次のとおり、復園させたいので届け出ます。

ふりがな		年 月 日生	
幼児氏名		保護者との 続 柄	
		クラス名	
復園日	年 月 日		
復園理由			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の習志野市立幼稚園管理規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

習志野市立幼稚園管理規則（昭和41年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入園)</p> <p>第20条 入園を希望する者は、入園願（別記第2号様式）を園長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(退園)</p> <p>第22条 退園を希望する者は、退園願（別記第3号様式）を園長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>(休園)</p> <p>第23条 病気その他やむを得ない事由により休園しようとする者は、休園願（別記第4号様式）を園長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(復園)</p> <p>第24条 休園中の幼児が復園しようとするときは、復園願（別記第5号様式）を園長に提出してその許可を受けなければならない。</p>	<p>(入園)</p> <p>第20条 幼児を入園させようとする者は、入園願（別記第2号様式）を園長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(退園)</p> <p>第22条 幼児を退園させようとする者は、退園願（別記第3号様式）を園長に提出し なければならない。</p> <p>(休園)</p> <p>第23条 病気その他やむを得ない事由により幼児を休園させようとする者は、休園願（別記第4号様式）を園長に提出し なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(復園)</p> <p>第24条 休園中の幼児を復園させようとする者は、復園願（別記第5号様式）を園長に提出し なければならない。</p>

現行

第2号様式 (第20条第1項)

No. _____

入 園 願 書

年 月 日

習志野市立 幼稚園長 へ

住 所 習志野市 丁目 番 号

電話 ()

保護者氏名

改正後

第2号様式 (第20条第1項)

入 園 願 書

年 月 日

習志野市立 園長 宛

保護者 住 所
氏 名 (連名記入)

電話番号

私は、下記の幼児を入園させたいので、許可くださるようお願いいたします。

ふりがな	男	年	月	日生
幼児氏名	女	保護者との 続	柄	
続柄	氏名(ふりがな)	年齢	職業・勤務先又は在校名・学年	
父				
母				
備考				

次とおり、園への入園を申し込みます。

ふりがな	男	年	月	日生
幼児氏名	女	保護者との 続	柄	
幼児住所	<input type="checkbox"/> 保護者と同じ			
続柄	氏名(ふりがな)	年齢	職業・勤務先又は在校名・学年	
備考				

現行

第3号様式(第22条)

決裁 年 月 日

園長	教頭	担任	事務

第 号

年 月 日

習志野市立 幼稚園長あて

組園児名 _____
 生年月日 年 月 日生

退 園 願

このたび、下記のとおり退園させていただきますようお願いいたします。

記

- 退園年月日 年 月 日
- 退園理由 _____
- 転居先 _____
(新住所)

TEL _____
 郵便番号 _____
 保護者住所 _____
 保護者氏名 _____

改正後

第3号様式(第22条)

園長	教頭	担任	事務

年 月 日

退 園 届

習志野市立 幼稚園長 宛て

保護者住所 _____
 氏名(連名記入) _____

電話番号 _____

次のとおり、退園させていただきます。

ふりがな	年 月 日生
幼児氏名	保護者との 続 クラス名
退園年月日	年 月 日
退園理由	<input type="checkbox"/> 転居(転居先住所 _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)

現行

第4号様式(第23条第1項)

改正後

第4号様式(第23条第1項)

第 号

決裁 年 月 日

園長	教頭	担任	事務

習志野市立 幼稚園長あて

年 月 日

組園児名

生年月日 年 月 日生

休 園 願

休 園 届

習志野市立 園長 宛て

年 月 日

保護者 住 所
氏 名(漢名記入)

電話番号

このたび、下記のとおり休園させていただきますようお願いいたします。

記

1 休園期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 休園理由

保護者 住 所
保護者 氏 名

次のとおり、休園させていただきますので届け出ます。

ふりがな	年 月 日生
幼児氏名	保護者との 続 クラス名
休園期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休園理由	

現行

第5号様式(第24条)

第 号

決裁 年 月 日

園長	教頭	担任	事務

習志野市立 幼稚園長あて

年 月 日

組園児名
生年月日 年 月 日生

復 園 願

年 月 日より休園しておりますが、このたび下記のとおり復園させたいので承認くださるようお願いいたします。

記

1 復園月日 年 月 日

2 復園理由

保護者住所
保護者氏名

改正後

第5号様式(第24条)

園長	教頭	担任	事務

復 園 願

習志野市立 園長 宛て

保護者住所
氏名(連名記入)

電話番号

次のとおり、復園させたいので届け出ます。

ふりがな	年 月 日生
幼児氏名	保護者との 続 クラス名
復園日	年 月 日
復園理由	